



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月1日水曜日 第698号外2

◇ 目 次 ◇

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人事課) 1
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則..... (")12
 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (")13

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令..... (人事課)15
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (")16
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... (")54
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (")57
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令..... (")59
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令..... (職員厚生課)82

人事委員会規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局)84
 愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則..... (")85
 職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (")86
 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... (")92
 職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則..... (")93
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... (")94
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 108
 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則..... (") ... 108

人事委員会告示

へき地学校等の指定の一部改正..... (人事委員会事務局) ... 112

規 則

○愛媛県規則第24号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|---------|--|--|-------|---|
| (局及び課) | | | (局及び課) | | |
| 第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。 | | | 第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局及び当該右欄に掲げる課を置く。 | | |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 企画振興部 | 政策企画局 | 総合政策課、 <u>官民共創推進課</u> | 企画振興部 | 政策企画局 | 総合政策課、 <u>地域政策課</u> 、 <u>少子化対策・男女参画課</u> 、 <u>企画統計課</u> 、 <u>秘書課</u> 、 <u>広報広聴課</u> |
| | 地域未来創生局 | <u>地域政策課</u> 、 <u>少子化対策・男女参画課</u> 、 <u>文化共生推進課</u> | | | |
| | 省略 | | | 省略 | |
| 観光スポーツ | 省略 | | 観光スポーツ | 省略 | |
| | 観光交 | <u>観光振興課</u> 、 <u>自転車新文化推進課</u> 、 <u>Velo</u> | | 観光交 | <u>観光国際課</u> 、 <u>自転車新文化推進課</u> |

| | | |
|-----|----|---------|
| 文化部 | 流局 | city推進課 |
| 省略 | | |

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

| | |
|-------|----------|
| 省略 | |
| 省略 | |
| 文化振興課 | 国民文化祭推進室 |
| 観光振興課 | 省略 |
| 省略 | |
| 土木管理課 | 省略 |
| 建築住宅課 | 住宅室 |

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

(11) 省略

2 官民共創推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 官民共創拠点の運営、管理等に関すること。
- (2) 官民共創の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)

3 省略

4 省略

5 省略

| | | |
|-----|----|-------|
| 文化部 | 流局 | _____ |
| 省略 | | |

(室)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。

| | |
|-----------|----------------|
| 省略 | |
| 総合政策課 | 官民共創推進室 |
| 省略 | |
| 地域スポーツ課 | スポーツマスターズ大会推進室 |
| 観光国際課 | 省略 |
| 自転車新文化推進課 | 自転車国際会議推進室 |
| 省略 | |
| 土木管理課 | 省略 |

(企画振興部各課の所掌事務)

第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第11号の事務は、官民共創推進室が所掌する。

(1)～(10) 省略

(11) 官民共創拠点の運営、活用方法等の検討及び設備工事調整等に関すること。

(12) 省略

2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第9号までの事務は、交通政策室が所掌する。

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。
- (3) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
- (5) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
- (6) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。
- (7) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (8) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
- (9) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること(他の主管に属するものを除く。)

3 少子化対策・男女参画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (3) 女性関係団体に関すること(他の主管に属するものを除く。)
- (4) 企業の働き方改革に関すること(他の主管に属するものを除く。)

4 省略

5 省略

6 省略

6 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第9号までの事務は、交通政策室が所掌する。

- (1) 地域振興に関すること。
- (2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。
- (3) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
- (5) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
- (6) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。
- (7) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (8) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
- (9) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

7 少子化対策・男女参画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の実施に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 女性関係団体に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (4) 企業の働き方改革に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

8 多文化共生推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流に関すること。
- (2) 国際協力に関すること。
- (3) 海外移住に関すること。
- (4) 外国人材に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) その他多文化共生の推進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

9 省略

10 省略

（観光スポーツ文化部各課の所掌事務）

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1)～(11) 省略
- (12) スポーツツーリズムの推進 に関するこ
と。

2 省略

3 文化振興課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号の事務は、国民文化祭推進室が所掌する。

- (1)～(7) 省略

4 省略

5 観光振興課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第10号から第12号までの事務は、航空政策室が所掌する。

- (1)～(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

7 省略

8 省略

（観光スポーツ文化部各課の所掌事務）

第8条の2 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第12号の事務は、スポーツマスターズ大会推進室が所掌する。

- (1)～(11) 省略
- (12) 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会の開催準備に関するこ
と。

2 省略

3 文化振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(7) 省略

4 省略

5 観光国際課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第13号から第15号までの事務は、航空政策室が所掌する。

- (1)～(7) 省略

(8) 国際交流に関すること。

(9) 国際協力に関すること。

(10) 省略

(11) 海外移住に関すること。

(12) 省略

(13) 省略

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) その他観光 _____ に関する事(他の主管に属するものを除く。)

6 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 省略

7 Velo city推進課の所掌事務は、Velo city2027Ehimeの開催準備に関する事とする。

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 省略

2~4 省略

5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略

- (3) 省略

6 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 受託中小企業の振興に関する事。
- (3)~(8) 省略

(土木部各課の所掌事務)

第14条 省略

2 省略

3 河川課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(9) 省略
- (10) 上水道、簡易水道及び下水道に関する事。

- (11) 省略

4~8 省略

9 都市整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

10 建築住宅課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第6号から第9号までの事務は、住宅室が所掌する。

- (1)・(2) 省略
- (3) 宅地建物取引業に関する事。
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構に関する事。
- (5) その他建築に関する事。
- (6) 新住宅市街地開発、住宅地区改良及び公営住宅 _____ に関する事。
- (7) 省略
- (8) _____ 地方住宅供給公社及び住宅協会に関する事。
- (9) その他 _____ 住宅に関する事。

(部に置く職員)

第16条 省略

2 総務部、観光スポーツ文化部、保健福祉部、農林水産部及び土木部に部付を置く。

3 観光スポーツ文化部にVelo city推進統括監を置く。

- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) その他観光及び国際協調に関する事(他の主管に属するものを除く。)

6 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号の事務は、自転車国際会議推進室が所掌する。

- (1)~(3) 省略

- (4) 自転車国際会議の開催準備に関する事。

(経済労働部各課の所掌事務)

第12条 省略

2~4 省略

5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略

- (3) 外国人材に関する事(他の主管に属するものを除く。)

- (4) 省略

6 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 下請中小企業の振興に関する事。
- (3)~(8) 省略

(土木部各課の所掌事務)

第14条 省略

2 省略

3 河川課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(9) 省略

- (10) 省略

4~8 省略

9 都市整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 上水道、簡易水道及び下水道に関する事。
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

10 建築住宅課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 新住宅市街地開発、住宅地区改良、公営住宅及び宅地建物取引業に関する事。
- (4) 省略
- (5) 独立行政法人住宅金融支援機構、地方住宅供給公社及び住宅協会に関する事。
- (6) その他建築及び住宅に関する事。

(部に置く職員)

第16条 省略

2 総務部、観光スポーツ文化部、保健福祉部 _____ 及び土木部に部付を置く。

4 省略

5 省略

6 農林水産部に技術監を置く。

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 省略

3 省略

4 産業支援局 _____ に技術監を置く。

5 省略

6 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略

3 室(_____) 審査課

工事検査室を除く。)に室長及び主幹を置く。

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

2 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 省略

2 地域スポーツ課にえひめ野球文化推進マネージャーを置く。

3～8 省略

(出納局に置く職員)

第20条 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

3 省略

4 省略

(局に置く職員)

第16条の2 省略

2 文化局に文化振興推進監を置く。

3 省略

4 省略

5 産業支援局及び農業振興局に技術監を置く。

6 省略

7 省略

(課及び室に置く職員)

第17条 省略

2 省略

3 室(地域スポーツ課スポーツマスターズ大会推進室及び審査課

工事検査室を除く。)に室長及び主幹を置く。

(必要に応じて置く職員)

第18条 前条に定めるもののほか、課に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副参事

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

2 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 省略

2 地域スポーツ課にえひめ野球文化推進監 _____ を置く。

3～8 省略

(出納局に置く職員)

第20条 省略

2 出納局に、必要に応じ、次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副参事

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 省略

2・3 省略

4 建設部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 河川、下水道及び海岸に関すること。
- (6)～(12) 省略
- (13) _____公園緑地に関すること。
- (14) 省略

(職員)

第24条 省略

2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(子ども・女性支援センター)

第26条 省略

2・3 省略

4 子ども・女性支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(保健所)

第27条 省略

2・3 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2・3 省略

4 家畜保健衛生所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(総合科学博物館)

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 省略

2・3 省略

4 建設部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) 省略
- (5) 河川 _____及び海岸に関すること。
- (6)～(12) 省略
- (13) 下水道及び公園緑地に関すること。
- (14) 省略

(職員)

第24条 省略

2 地方局及びその出先機関に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)～(3) 省略
- (4) 副参事
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(子ども・女性支援センター)

第26条 省略

2・3 省略

4 子ども・女性支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(保健所)

第27条 省略

2・3 省略

4 保健所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 副参事
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(家畜保健衛生所)

第30条 省略

2・3 省略

4 家畜保健衛生所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(総合科学博物館)

第33条 省略

2・3 省略

4 総合科学博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(歴史文化博物館)

第34条 省略

2 省略

3 歴史文化博物館に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 学芸主幹
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

4 歴史文化博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(美術館)

第34条の2 省略

2・3 省略

4 美術館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(消費生活センター)

第35条 省略

2 消費生活センターに次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 担当係長
- (4)~(6) 省略

3 消費生活センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略

第33条 省略

2・3 省略

4 総合科学博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(歴史文化博物館)

第34条 省略

2 省略

3 歴史文化博物館に次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

4 歴史文化博物館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(美術館)

第34条の2 省略

2・3 省略

4 美術館に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略

(消費生活センター)

第35条 省略

2 消費生活センターに次の係を置く。

- (1) 消費者啓発係
- (2) 相談・指導係

3 消費生活センターに次の職員を置く。

- (1)・(2) 省略
- (3) 係長
- (4)~(6) 省略

4 消費生活センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 省略

2・3 省略

4 子ども療育センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(えひめ学園)

第48条 省略

2・3 省略

4 えひめ学園に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2・3 省略

4 衛生環境研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(産業技術研究所)

第56条 省略

2・3 省略

4 産業技術研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(農業大学校)

第63条 省略

2～4 省略

5 農業大学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(愛媛県立子ども療育センター)

第44条 省略

2・3 省略

4 子ども療育センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副参事

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(えひめ学園)

第48条 省略

2・3 省略

4 えひめ学園に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副参事

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(衛生環境研究所)

第51条 省略

2・3 省略

4 衛生環境研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 副参事

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(産業技術研究所)

第56条 省略

2・3 省略

4 産業技術研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副参事

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(農業大学校)

第63条 省略

2～4 省略

5 農業大学校に、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 副参事

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(農林水産研究所)

第64条 省略

2・3 省略

4 農林水産研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 省略

2・3 省略

4 福祉総合支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(東京事務所)

第76条 省略

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

| | |
|-------|-------------------------|
| 企画調整課 | 企画調整係、移住・共創推進係 |
| 産業振興課 | _____観光物産振興係、えひめブランド推進係 |

4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

(えひめ観光物産プラザ)

第77条 省略

2・3 省略

4 えひめ観光物産プラザに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略

(消防学校)

第78条 省略

2～4 省略

5 消防学校に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 省略

(農林水産研究所)

第64条 省略

2・3 省略

4 農林水産研究所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

第3節の2 愛媛県福祉総合支援センター

第74条 省略

2・3 省略

4 福祉総合支援センターに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(東京事務所)

第76条 省略

2 省略

3 東京事務所に、次の表の左欄に掲げる課及び当該右欄に掲げる係を置く。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 企画調整課 | 企画調整係 _____ |
| 産業振興課 | 立地・移住促進係、観光物産振興係、えひめブランド推進係 |

4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(えひめ観光物産プラザ)

第77条 省略

2・3 省略

4 えひめ観光物産プラザに、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 副参事
- (2) 省略
- (3) 省略

(消防学校)

第78条 省略

2～4 省略

5 消防学校に、必要に応じ次の職員を置く。

- (1) 省略
- (2) 副参事
- (3) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(原子力センター)

第78条の2 省略

2～4 省略

5 原子力センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

(1) 移住・共創推進係

(2)・(3) 省略

4・5 省略

別表第1 (第5条関係)

| 課 | 係 |
|-------|---------------|
| 省略 | |
| 観光振興課 | 省略 |
| 省略 | |
| 建築住宅課 | 建築指導係、宅地建物指導係 |
| 省略 | |

別表第3 (第23条の2関係)

| 地方局の部及び支局 | 課 | 係 | | |
|-----------|---------|-------|-------|--|
| 東予地方局 | 省略 | | | |
| | 農林水産振興部 | 省略 | | |
| | | 今治支局 | 省略 | |
| | | | 農村整備課 | |
| | | | 森林林業課 | |
| | 省略 | | | |
| 省略 | | | | |
| 南予地方局 | 省略 | | | |
| | 農林水産振興部 | 省略 | | |
| | | 八幡浜支局 | 省略 | |

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(原子力センター)

第78条の2 省略

2～4 省略

5 原子力センターに、必要に応じ次の職員を置く。

(1) 省略

(2) 副参事

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(大阪事務所)

第79条 省略

2 省略

3 大阪事務所に次の係を置く。

(1) 立地・移住促進係

(2)・(3) 省略

4・5 省略

別表第1 (第5条関係)

| 課 | 係 |
|-------|---------------------------|
| 省略 | |
| 観光国際課 | 省略 |
| 省略 | |
| 建築住宅課 | 建築指導係、宅地建物指導係、公営住宅係、住宅企画係 |
| 省略 | |

別表第3 (第23条の2関係)

| 地方局の部及び支局 | 課 | 係 | | |
|-----------|------------------|-------|-------|--|
| 東予地方局 | 省略 | | | |
| | 農林水産振興部 | 省略 | | |
| | | 今治支局 | 省略 | |
| | | | 農村整備課 | |
| | | | 省略 | |
| | 省略 | | | |
| 省略 | | | | |
| 南予地方局 | 省略 | | | |
| | 農林水産振興部 | 省略 | | |
| | | 八幡浜支局 | 省略 | |
| | <u>肱川流域林業振興課</u> | | | |

| | | | |
|--|----|----|--|
| | | 省略 | |
| | 省略 | | |

別表第3の2（第23条の2関係）

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----|----|------|
| 省略 | | |
| | | |
| 省略 | | |

別表第5（第23条の4関係）

| 土木事務所 | 課 | 係 |
|----------------|-------|---------------|
| 東予地方局四国中央土木事務所 | 用地管理課 | _____ 契約・建設業係 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |
| 中予地方局久万高原土木事務所 | 用地管理課 | _____ 契約・建設業係 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |
| 南予地方局西予土木事務所 | 用地管理課 | _____ 契約・建設業係 |
| | 省略 | |
| 南予地方局愛南土木事務所 | 用地管理課 | _____ 契約・建設業係 |
| | 省略 | |

| | | | |
|--|----|----|--|
| | | 省略 | |
| | 省略 | | |

別表第3の2（第23条の2関係）

| 名称 | 位置 | 所管区域 |
|----------------------------|-----|----------|
| 省略 | | |
| 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流域林業振興課 | 大洲市 | 大洲市及び喜多郡 |
| 省略 | | |

別表第5（第23条の4関係）

| 土木事務所 | 課 | 係 |
|----------------|-------|-------------|
| 東予地方局四国中央土木事務所 | 用地管理課 | 管理係、契約・建設業係 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |
| 中予地方局久万高原土木事務所 | 用地管理課 | 管理係、契約・建設業係 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |
| 南予地方局西予土木事務所 | 用地管理課 | 管理係、契約・建設業係 |
| | 省略 | |
| 南予地方局愛南土木事務所 | 用地管理課 | 管理係、契約・建設業係 |
| | 省略 | |

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

| | |
|---|---|
| 企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長 | 企画振興部地域未来創生局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長 |
| 企画振興部政策企画局地域政策課移住推進グループ担当係長 | 企画振興部地域未来創生局地域政策課移住推進グループ担当係長 |
| 企画振興部政策企画局地域政策課交通政策室企画グループ担当係長 | 企画振興部地域未来創生局地域政策課交通政策室企画グループ担当係長 |
| 企画振興部政策企画局地域政策課 | 企画振興部地域未来創生局地域政策課 |
| 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長 | 企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長 |
| 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課活躍推進グループ担当係長 | 企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課活躍推進グループ担当係長 |
| 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課 | 企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課 |
| 東京事務所産業振興課立地・移住促進係長 | 東京事務所企画調整課移住・共創推進係長 |
| 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課観光戦略係担当係長 | 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課観光戦略係担当係長 |
| 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課国内プロモーショングループ担当係長 | 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課国内プロモーショングループ担当係長 |
| 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課航空政策室空港・国内航空振興グループ担当係長 | 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課航空政策室空港・国内航空振興グループ担当係長 |
| 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課航空政策室国際航空振興グループ担当係長 | 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課航空政策室国際航空振興グループ担当係長 |

| | |
|---------------------|---------------------|
| 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課 | 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課 |
| 大阪事務所立地・移住促進係長 | 大阪事務所移住・共創推進係長 |

○愛媛県規則第25号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|---|---|---|---|
| <p>（職の設置）</p> <p>第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p> | | <p>（職の設置）</p> <p>第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。</p> | |
| 区分 | 職 | 区分 | 職 |
| 知事の事務部局 | <p>本庁 部長、営業本部長、防災安全統括部長、デジタル変革担当部長、人口減少対策統括部長、<u>Velo city推進統括監</u>、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、技幹、医監、建築審査専門監、<u>_____</u>、危機管理監、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、政策マネジメント推進幹、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、<u>えひめ野球文化推進マネージャー</u>、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p> | 知事の事務部局 | <p>本庁 部長、営業本部長、防災安全統括部長、デジタル変革担当部長、人口減少対策統括部長、<u>_____</u>、理事、局長、部付、営業副本部長、環境技術専門監、医療政策監、技術監、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、<u>副参事</u>、技幹、医監、建築審査専門監、<u>えひめ野球文化推進監</u>、<u>文化振興推進監</u>、危機管理監、原子力安全対策推進監、水資源・ダム政策監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、課長補佐、政策マネジメント推進幹、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、<u>_____</u>、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、副主幹、専門幹、専門員、専門学芸員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員</p> |
| 地方機関 | <p>局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、危機管理調整監、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、<u>_____</u>、技幹、農業普及振興監、課長補佐、業務課長、主幹、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、<u>学芸主幹</u>、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹、用地補償審査専門員、分室長、副主幹、専</p> | 地方機関 | <p>局長、支局長、所長、部長、センター長、次長、保健統括監、建設技術監、部付、所付、館長、危機管理調整監、事務局長、副所長、医監、参事、課長、室長、校長、教頭、園長、副校長、<u>副参事</u>、技幹、農業普及振興監、課長補佐、業務課長、主幹、寮長、地域政策班長、納税班長、滞納処分専門員、<u>_____</u>、児童支援専門員、女性支援専門員、検査保証専門員、発達障がい者支援専門員、研究員、課付、室付、医幹、事務局次長、副部長、教授、企画調整幹、用地補償審査専門員、分室長、副主幹、専</p> |

| | | | |
|----------|--|----------|--|
| | 門幹、専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員 | | 門幹、専門員、専門学芸員、主任教官、船長、機関長、分校長、主任研究員、看護部長、係長、科長、准教授、助教授、担当係長、主任、主任学芸員、主任判定員、特別研究員、教務主任、医長、副医長、看護長、教官、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員 |
| 労働委員会事務局 | 局長、参事、次長_____、課長、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事、主事 | 労働委員会事務局 | 局長、参事、次長、副参事、課長、副主幹、専門幹、専門員、係長、担当係長、主任、主任主事、主事 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第26号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県会計規則の一部改正)

第1条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、第19号から第26号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、当該職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) <u>企画振興部地域未来創生局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長(地域政策課長が指定した者に限る。)</u></p> <p>(8) <u>企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長(少子化対策・男女参画課長が指定した者に限る。)</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課観光戦略係担当係長</u></p> <p>(11)~(26) 省略</p> <p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり</p> | <p>(出納員)</p> <p>第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第18号までに掲げる職にある者をもつて充て、第19号から第26号までに掲げる職にある者については、法第172条第1項に規定する職員に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、当該職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) <u>企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長(地域政策課長が指定した者に限る。)</u></p> <p>(7) <u>企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長(少子化対策・男女参画課長が指定した者に限る。)</u></p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課国際交流グループ担当係長</u></p> <p>(11)~(26) 省略</p> <p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおり</p> |

とする。

(1)～(7) 省略

(8) 省略

(9) 企画振興部地域未来創生局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長（地域政策課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、地域政策課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。

(10) 企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長（少子化対策・男女参画課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、少子化対策・男女参画課が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。

(11) 省略

(12) 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課観光戦略係担当係長_____に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、観光振興課が指定納付受託者に納付させる愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表6の表17の項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。

(13)～(22) 省略

2 省略

とする。

(1)～(7) 省略

(8) 企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係長（地域政策課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、地域政策課が受け入れるふるさと寄附金の収納及び保管に関すること。

(9) 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課少子化対策推進グループ担当係長（少子化対策・男女参画課長が指定した者に限る。）に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、少子化対策・男女参画課が受け入れる子ども子育て応援寄附金の収納及び保管に関すること。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課国際交流グループ担当係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、観光国際課が指定納付受託者に納付させる愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）別表6の表17の項に掲げる手数料の収納及び保管に関すること。

(13)～(22) 省略

2 省略

（通訳案内士法施行細則の一部改正）

第2条 通訳案内士法施行細則（平成12年愛媛県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（全国通訳案内士登録簿の閲覧）</p> <p>第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、<u>愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課</u>に全国通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2～7 省略</p> | <p>（全国通訳案内士登録簿の閲覧）</p> <p>第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、<u>愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課</u>に全国通訳案内士登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。</p> <p>2～7 省略</p> |

（愛媛県男女共同参画推進条例施行規則の一部改正）

第3条 愛媛県男女共同参画推進条例施行規則（平成14年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（推進委員の庶務）</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課</u>において処理する。</p> <p>（参画会議の庶務）</p> | <p>（推進委員の庶務）</p> <p>第10条 推進委員の庶務は、<u>企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課</u>_____において処理する。</p> <p>（参画会議の庶務）</p> |

第16条 参画会議の庶務は、企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課において処理する。

第16条 参画会議の庶務は、企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第4号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第3条の7 省略 (Velo city推進統括監)</p> <p>第3条の8 Velo city推進統括監は、知事の命を受け、Velo city2027Ehimeの推進に関する業務を統括する。</p> <p>第3条の9 省略 (局長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政推進局長、<u>地域未来創生局長</u>、デジタル戦略局長、文化局長、観光交流局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政推進局、<u>地域未来創生局</u>、デジタル戦略局、文化局、観光交流局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (技術監)</p> <p>第6条 部に置く技術監は、技術に関して<u>部長</u>を補佐する。</p> <p>2 局に置く技術監は、技術に関して<u>局長</u>を補佐する。 (課長等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源、<u>河川管理施設であるダム及び上下水道に係る政策の推進等に関する事務</u>を調整し、整理するとともに、河川課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>7 省略</p> | <p>第3条の7 省略</p> <p>第3条の8 省略 (局長)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 行財政推進局長 _____、デジタル戦略局長、文化局長、観光交流局長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞれ行財政推進局 _____、デジタル戦略局、文化局、観光交流局、防災局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。 (技術監)</p> <p>第6条 _____技術監は、技術に関して<u>局長</u>を補佐する。 (課長等)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 えひめ野球文化推進監は、<u>上司の命を受け、野球文化の推進に関する業務を行う。</u></p> <p>4 <u>文化振興推進監は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、文化振興事業の推進及び学芸員の人材育成、確保に関する業務を行う。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源及び<u>河川管理施設であるダム _____</u>に係る政策の推進等に関する事務を調整し、整理するとともに、河川課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務を担当する職員を指揮監督する。</p> <p>9 省略 (副参事)</p> |

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

| 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|---------------|---|------|-----|----|----------|
| | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | 部長 | 局長 | 課長 主幹 |
| 1～10 省略 | | | | | |
| 11 公益信託に関する事務 | 1 公益信託認可に関する意見の聴取（法第10条） | | | — | |
| | 2 変更等の認可に関する意見の聴取（法第10条、第12条第6項） | | | — | |
| | 3 併合等の認可に関する意見の聴取（法第10条、第22条第7項） | | | — | |
| | 4 移行認可に関する意見の聴取（法第10条、法附則第10条） | | | — | |
| | 5 変更等の認可（法第11条、第12条第1項、第6項） | | — | | |
| | 6 勧告及び命令に係る意見の聴取（法第29条第5項） | | | — | |
| | 7 公益信託認可の取消しに係る意見の聴取（法第29条第5項、第30条第3項） | | | — | |
| | 8 合議制の機関への諮問（法第34条第1項、第3項、第38条、法附則第13条第1項、第3項、第16条） | — | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

2 省略

別表第1（第4条関係）

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

| 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|---------------|---|------|-----|----|----------|
| | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | 部長 | 局長 | 課長 主幹 |
| 1～10 省略 | | | | | |
| 11 公益信託に関する事務 | 1 公益信託の許可（公益信託ニ関スル法律（以下この部において「法」という。）第2条第1項、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（以下この部において「政令」という。）第1条第1項） | — | | | |
| | 2 事務の処理の検査（法第4条第1項、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 3 処分命令（法第4条第1項、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 4 信託の変更の命令（法第5条第1項、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 5 信託の変更の許可（法第6条、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 6 信託の併合の許可（法第6条、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 7 信託の分割の許可（法第6条、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 8 受託者の辞任の許可（法第7条、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 9 検査役の選任（法第8条、信託法第46条第1項、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 10 受託者の解任（法第8条、信託法第58条第4項、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 11 新たな受託者の選任（法第8条、信託法第62条第4項、政令第1条第1項） | — | | | |
| | 12 信託財産管理命令（法第8条、信託法第63条第1項、政令第1条第1項） | — | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

備考 1～4 省略

5 企画振興部地域未来創生局

_____に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務、観光スポーツ文化
部観光交流局Velo city推進課に属する事務及び県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部地域未来創生局

_____に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「人口減少対策統括部長」と、企画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と、観光スポーツ文化部観光交流局Velo city推進課に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「Velo city推進統括監」と、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」とする。

(1)～(19) 省略

6～11 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|-----------------|---------------------------------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 私学文書課 | 1 私立学校に関する事務（他の | 1・2 省略 | | | | |
| | | 3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。 | | | | |
| | | (1)・(2) 省略 | | | | |

| | | | | | | |
|----|---|--|--|--|---|---|
| 26 | 事業計画書等の提出の受理 (規則第4条) | | | | | — |
| 27 | 事業報告書等の提出の受理 (規則第5条) | | | | | — |
| 28 | 信託の変更に係る書類の提出の受理(規則第7条第1項) | | | | | — |
| 29 | 受託者の氏名等の変更の届出の受理(規則第26条第1項) | | | | | — |
| 30 | 公益信託の終了の届出の受理(規則第29条第1項) | | | | | — |
| 31 | 公益信託の清算結了の届出の受理(規則第29条第2項) | | | | | — |
| 32 | 主務大臣に対する報告 | | | | | — |
| 33 | 特定公益信託及び認定特定公益信託の証明及び認定(所得税法施行令第217条の2第2項、第3項、法人税法施行令第77条の2第2項、第3項、租税特別措置法施行令第40条の4第2項、第3項) | | | | — | |

備考 1～4 省略

5 企画振興部政策企画局地域政策課（交通政策室を除く。）及び少子化対策・男女参画課に属する事務、企画振興部デジタル戦略局に属する事務並びに

_____県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、企画振興部政策企画局地域政策課（交通政策室を除く。）及び少子化対策・男女参画課に属する事務にあつては同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「人口減少対策統括部長」と、企画振興部デジタル戦略局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「デジタル変革担当部長」と

_____、県民環境部防災局に属する事務にあつては同欄中「部長」とあるのは「防災安全統括部長」とする。

(1)～(19) 省略

6～11 省略

別表第2（第4条関係）

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|-----------------|---------------------------------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 私学文書課 | 1 私立学校に関する事務（他の | 1・2 省略 | | | | |
| | | 3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。 | | | | |
| | | (1)・(2) 省略 | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---|--|---|--|--|
| 主管に属するものを除く。) | | | | | | |
| | (3) 省略 | | | | | |
| | (4) 省略 | | | | | |
| | (5) 省略 | | | | | |
| | 4～6 省略 | | | | | |
| 2～4 省略 | | | | | | |
| 5 文書管理に関する事務 | 1 文書等の発送（文書管理規程第35条第4項 _____） | | | | | |
| | 2～6 省略 | | | | | |
| | 7 保存文書の廃棄（文書管理規程第64条第1項 _____） | | | | | |
| | 8 省略 | | | | | |
| 6～10 省略 | | | | | | |
| 11 公益信託制度に関する事務の総括に関する事務 | 1 公益信託制度の決定に関すること。 | — | | | | |
| | 2 公益信託制度についての連絡調整に関すること。 | — | | | | |
| | 3 その他公益信託制度の実施に関すること。 | | | — | | |
| 12 省略 | | | | | | |
| 13 省略 | | | | | | |

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|---------|-----------------|-------------------------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 官民共創推進課 | 1 官民共創の推進に関する事務 | 1 官民共創の推進 _____ に関すること。 | | | | |
| | | (1)～(3) 省略 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|---------------|---------------------------------|--|--|--|--|---|
| 主管に属するものを除く。) | (3) 就学支援金の支払の一時差止め（第9条） | | | | | — |
| | (4) 省略 | | | | | |
| | (5) 省略 | | | | | |
| | (6) 省略 | | | | | |
| | 4～6 省略 | | | | | |
| 2～4 省略 | | | | | | |
| 5 文書管理に関する事務 | 1 文書等の発送（文書管理規程第35条第1項、第3項、第4項） | | | | | |
| | 2～6 省略 | | | | | |
| | 7 保存文書の廃棄（文書管理規程第64条第1項、第65条） | | | | | |
| | 8 省略 | | | | | |
| 6～10 省略 | | | | | | |
| 11 省略 | | | | | | |
| 12 省略 | | | | | | |

別表第3（第4条関係）

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|---------|-------------------|-----------------------------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 室長 |
| 官民共創推進室 | 1 官民共創拠点の開設に関する事務 | 1 官民共創拠点の運営、活用方法等の検討に関すること。 | | | | |
| | | (1)～(3) 省略 | | | | |
| | | 2 官民共創拠点の設備工事調整等に関すること。 | | | | |
| | | (1) 特に重要なもの | — | | | |
| | (2) 重要なもの | | — | | | |
| | (3) 軽易なもの | | | | — | |

| | | | 決裁区分 | | |
|--|--|--|------|--|--|
| | | | 専決者 | | |
| | | | 人 | | |
| | | | 口 | | |
| | | | 減 | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 知事 | 少対策統括部長 | 局長 | 課長 |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|----|---------|----|----|
| 地域政策課 | 1 地域振興に関する事務 | 1 地域振興の企画及び調整に関すること。 | — | | | |
| | 2 規制緩和に関する事務の総括に関する事務 | 1 規制緩和に関する事務の総括に関すること。 | | — | | |
| | 3 国立大学及び国立高等専門学校に関する事務 | 1 国立大学及び国立高等専門学校に関すること。 | | — | | |
| 4 多極分散型国土形成促進法の施行に関する事務 | 1 | 振興拠点地域基本構想の作成及び協議（第7条第1項） | — | | | |
| | 2 | 関係市町に対する協議（第7条第5項、第10条第2項） | | | — | |
| | 3 | 振興拠点地域基本構想の公表（第8条第3項、第10条第2項） | | | — | |
| | 4 | 振興拠点地域基本構想の変更及び変更協議（第10条第1項） | | — | | |
| 5 地域再生法の施行に関する事務 | 1 | 新たな措置の提案（第4条の3第1項） | | — | | |
| | 2 | 地域再生計画に関すること。 | | | | |
| | (1) | 意見聴取（第5条第5項、第7条第2項） | | | | — |
| | (2) | 内閣総理大臣に対する確認の要求（第5条第11項、第7条第2項） | | | — | |
| | (3) | 実施状況の報告（第8条） | | | — | |
| (4) | 関係行政機関の事務の調整の要請（第10条の2第1項） | | | — | | |

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|
| | | (5) <u>地域再生に関する施策の改善の提案(第11条第1項)</u> | — | | |
| | 3 | <u>地域再生協議会に関すること。</u> | | | |
| | | (1) <u>組織(第12条第1項)</u> | — | | |
| | | (2) <u>組織要請への対応(第12条第6項)</u> | — | | |
| | | (3) <u>構成員に係る申出への対応(第12条第9項)</u> | | — | |
| | 4 | <u>地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関すること。</u> | | | |
| | | (1) <u>認定及び変更の認定(第17条の2第1項、第4項)</u> | | — | |
| | | (2) <u>認定の取消し(第17条の2第6項)</u> | | — | |
| | 5 | <u>地域再生土地利用計画に関すること。</u> | | | |
| | | (1) <u>農地転用に係る記載についての同意(第17条の17第5項、第11項)</u> | | — | |
| | | (2) <u>開発行為及び建築行為等に係る記載についての同意(第17条の17第7項、第11項)</u> | | | |
| | 6 | <u>職員の派遣の要請及びあっせんの求め(第34条)</u> | — | | |
| | 6 | 離島振興法の施行に関する事務 | | | |
| | 1 | <u>離島振興計画の作成及び変更(第4条第1項、第7項、第11項、第15項)</u> | — | | |
| | 2 | <u>離島振興計画案の提出の要求(第4条第5項、第15項)</u> | | | — |
| | 3 | <u>離島活性化交付金等事業計画の作成、変更等(第7条の2第1項、第6項、第7条の3第1項)</u> | — | | |
| | 4 | <u>離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等(第7条の2第4項から第6項まで)</u> | | | — |
| | 7 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措 | | | |
| | 1 | <u>過疎地域持続的発展方針の作成(第7条第1項、第4項、第5項)</u> | — | | |
| | 2 | <u>過疎地域持続的発展市町村計画の作成及び変更についての協議(第8条第7項、第10項)</u> | | | — |

| | | | | |
|---|--------------------------------------|---|--|---|
| 置法の施行に関する事務 | 3 過疎地域持続的発展都道府県計画の作成（第9条第1項、第4項） | — | | |
| | 4 過疎地域持続的発展都道府県計画の変更（第9条第4項、第5項） | — | | |
| 8 半島振興法の施行に関する事務 | 1 関係市町長に対する協議（第2条第2項、第3条第3項、第5項） | | | — |
| | 2 半島振興計画の作成及び協議（第3条第1項） | — | | |
| | 3 半島振興計画の変更及び変更協議（第3条第1項、第5項） | — | | |
| 9 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務 | 1 市町の集団移転促進事業計画に関する意見の申出等（第3条） | | | — |
| | 2 市町の集団移転促進事業の実施に関する助言、指導等（第9条） | | | — |
| 10 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務 | 1 主務大臣に対する協議（第4条第2項、第5条第2項） | — | | |
| | 2 関係市町に対する協議（第4条第3項、第5条第2項） | | | — |
| | 3 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第8項、第7条） | — | | |
| 11 ふるさと愛媛応援寄附金に関する事務 | 1 寄附の受入れの決定に関すること。（ふるさと寄附金に係るものに限る。） | | | — |

| 組 織 名 | 事務の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | | 知 事 | 専決者 | | |
| | | | | 部 長 | 局 長 | 室 長 |
| 交 通 政 策 室 | 1 総合 交通対 策の総 合企 画、総 合調整 及び推 進に関 する事 務 | 1 総合交通対策の総合企画、 総合調整及び推進 | — | | | |
| | | 2 総合交通計画の策定 | — | | | |
| | 2 太平 洋新国 土軸構 想の推 進に関 する事 務 | 1 太平洋新国土軸構想の推進 | — | | | |
| | | 2 豊予海峡ルートの建設推進 | — | | | |
| | 3 鉄 道、海 上交通 運輸そ の他交 通運輸 に関す る事務 | 1 新幹線鉄道の推進及び鉄道 網の整備推進 | — | | | |
| | | 2 海上交通運輸その他交通運 輸に関すること。 | | — | | |

| 組 織 名 | 事務の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|----------------------------|---|--------------------------------|--------|--|--------|--------|
| | | | 知 事 | 専決者 | | |
| | | | | 人 口 減 少 対 策 統 括 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 少 子 化 対 策 一 | 1 男女 共同参 画社会 づくり の総合 企画、 | 1 男女共同参画社会づくりの 企画に関すること。 | — | | | |
| | | 2 男女共同参画に関する問題 の連絡調整に関すること。 | | | — | |
| | | 3 男女共同参画に関する問題 の調査研究に関すること。 | | — | | |

| | | | | | |
|-------------------|--|---|---|--|---|
| 男女 参 画 課 | 総合調 整及び 推進に 関する 事務 | 4 男女共同参画に関する施策 の実施に関する <u>こと。</u> | — | | |
| | 2 愛媛 県男女 共同参 画推進 条例の 施行に 関する 事務 | 1 基本計画の策定及び変更 (第9条第1項、第4項、第 5項) | — | | |
| | | 2 年次報告書の作成及び公表 (第16条) | | | — |
| | | 3 男女共同参画の状況等に關 する公表及び情報の提供等 (第20条第2項、第3項) | | | — |
| | 4 男女共同参画会議に関する こと。 | | — | | |

| 組織 名 | 事務の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|-----------------------|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | | 知 事 | 専決者 | | |
| | | | | 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 広 報 広 聴 課 | 1 ~ 9 省略 | | | | | |

| 組織 名 | 事務の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|-----------------------|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|
| | | | 知 事 | 専決者 | | |
| | | | | 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 広 報 広 聴 課 | 1 ~ 9 省略 | | | | | |

| 組織 名 | 事務の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|-----------------------|---|------------------------------------|--------|--|--------|--------|
| | | | 知 事 | 専決者 | | |
| | | | | 人 口 減 少 対 策 統 括 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 地 域 政 策 課 | 1 地域 振興に 関する 事務 | 1 地域振興の企画及び調整に 関すること。 | — | | | |
| | 2 規制 緩和に 関する 事務の 総括に 関する 事務 | 1 規制緩和に関する事務の総 括に関する <u>こと。</u> | | | — | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 3 国立 大学及 び国立 高等専 門学校 に関す る事務 | 1 国立大学及び国立高等専門 学校に関する <u>こと。</u> | — | | |
| 4 多極 分散型 国土形 成促進 法の施 行に関 する事 務 | 1 振興拠点地域基本構想の作 成及び協議（第7条第1項） | — | | |
| | 2 関係市町に対する協議（第 7条第5項、第10条第2項） | | | — |
| | 3 振興拠点地域基本構想の公 表（第8条第3項、第10条第 2項） | | — | |
| | 4 振興拠点地域基本構想の変 更及び変更協議（第10条第1 項） | — | | |
| 5 地域 再生法 の施行 に関す る事務 | 1 新たな措置の提案（第4条 の3第1項） | — | | |
| | 2 地域再生計画に関する <u>こ と。</u> | | | |
| | (1) 意見聴取（第5条第5 項、第7条第2項） | | | — |
| | (2) 内閣総理大臣に対する確 認の要求（第5条第11項、 第7条第2項） | — | | |
| | (3) 実施状況の報告（第8 条） | | — | |
| | (4) 関係行政機関の事務の調 整の要請（第10条の2第1 項） | | — | |
| | (5) 地域再生に関する施策の 改善の提案（第11条第1 項） | — | | |
| | 3 地域再生協議会に関する <u>こ と。</u> | | | |
| | (1) 組織（第12条第1項） | — | | |
| | (2) 組織要請への対応（第12 条第6項） | — | | |
| | (3) 構成員に係る申出への対 応（第12条第9項） | | — | |
| | 4 地方活力向上地域特定業務 施設整備計画に関する <u>こと。</u> | | | |
| | (1) 認定及び変更の認定（第 17条の2第1項、第4項） | | — | |
| | (2) 認定の取消し（第17条の 2第6項） | | — | |
| | 5 地域再生土地利用計画に関 する <u>こと。</u> | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | (1) 農地転用に係る記載につ いての同意（第17条の17第 5項、第11項） | | | — |
| | (2) 開発行為及び建築行為等 に係る記載についての同意 （第17条の17第7項、第11 項） | | | — |
| | 6 職員の派遣の要請及びあつ せんの求め（第34条） | | — | |
| 6 離島 振興法 の施行 に関す る事務 | 1 離島振興計画の作成及び変 更（第4条第1項、第7項、 第11項、第15項） | — | | |
| | 2 離島振興計画案の提出の要 求（第4条第5項、第15項） | | | — |
| | 3 離島活性化交付金等事業計 画の作成、変更等（第7条の 2第1項、第6項、第7条の 3第1項） | | — | |
| | 4 離島活性化交付金等事業計 画の作成に係る意見聴取等 （第7条の2第4項から第6 項まで） | | | — |
| 7 過疎 地域の 持続的 発展の 支援に 関する 特別措 置法の 施行に 関する 事務 | 1 過疎地域持続的発展方針の 作成（第7条第1項、第4 項、第5項） | — | | |
| | 2 過疎地域持続的発展市町村 計画の作成及び変更につい ての協議（第8条第7項、第10 項） | | | — |
| | 3 過疎地域持続的発展都道府 県計画の作成（第9条第1 項、第4項） | — | | |
| | 4 過疎地域持続的発展都道府 県計画の変更（第9条第4 項、第5項） | | — | |
| 8 半島 振興法 の施行 に関す る事務 | 1 関係市町長に対する協議 （第2条第2項、第3条第3 項、第5項） | | | — |
| | 2 半島振興計画の作成及び協 議（第3条第1項） | — | | |
| | 3 半島振興計画の変更及び変 更協議（第3条第1項、第5 項） | | — | |
| 9 防災 のため の集団 移転促 進事業 に係る 国の財 | 1 市町の集団移転促進事業計 画に関する意見の申出等（第 3条） | | | — |
| | 2 市町の集団移転促進事業の 実施に関する助言、指導等 （第9条） | | | — |

| | | | | | | | |
|-----------------------|---|--------------------------------------|------|-----|--|--|---|
| | 政上の特別措置等に関する法律の施行に関する事務 | | | | | | |
| 10 | 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の施行に関する事務 | 1 主務大臣に対する協議（第4条第2項、第5条第2項） | — | | | | |
| | | 2 関係市町に対する協議（第4条第3項、第5条第2項） | | | | | — |
| | | 3 基本計画の同意及び変更の同意（第6条第1項、第8項、第7条） | — | | | | |
| 11 | ふるさと愛媛応援寄附金に関する事務 | 1 寄附の受入れの決定に関すること（ふるさと寄附金に係るものに限る。）。 | | | | | — |
| 組 織 名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | | |
| | | | 知事 | 専決者 | | | |
| | 人口減少対策統括部長 | 局長 | | 室長 | | | |
| 交 通 政 策 室 | 1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関する事務 | 1 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進 | — | | | | |
| | | 2 総合交通計画の策定 | — | | | | |

| | | | | |
|--------------------------|------------------------|---|---|--|
| 2 太平洋新国土軸構想の推進に関する事務 | 1 太平洋新国土軸構想の推進 | — | | |
| | 2 豊予海峡ルート建設推進 | — | | |
| 3 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関する事務 | 1 新幹線鉄道の推進及び鉄道網の整備推進 | — | | |
| | 2 海上交通運輸その他交通運輸に関すること。 | | — | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|--------------------------|-----------------------------------|---|------|------------|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 人口減少対策統括部長 | 局長 | 課長 |
| 少子化対策・男女参画課 | 1 男女共同参画社会づくりの総合企画、総合調整及び推進に関する事務 | 1 男女共同参画社会づくりの企画に関すること。 | — | | | |
| | | 2 男女共同参画に関する問題の連絡調整に関すること。 | | | — | |
| | | 3 男女共同参画に関する問題の調査研究に関すること。 | | — | | |
| | | 4 男女共同参画に関する施策の実施に関すること。 | — | | | |
| 2 愛媛県男女共同参画推進条例の施行に関する事務 | | 1 基本計画の策定及び変更（第9条第1項、第4項、第5項） | — | | | |
| | | 2 年次報告書の作成及び公表（第16条） | | | — | |
| | | 3 男女共同参画の状況等に関する公表及び情報の提供等（第20条第2項、第3項） | | — | | |
| | | 4 男女共同参画会議に関すること。 | — | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|----------|--------------|------------------------|------|------------|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 人口減少対策統括部長 | 局長 |
| 多文化共生推進課 | 1 国際交流に関する事務 | 1 都道府県国際交流推進協議会に関すること。 | | | — |
| | | 2 海外友好親善事業に関すること。 | | — | |
| | | 3 国際交流員に関すること。 | | — | |
| | | 4 在県留学生に関すること。 | | | — |
| | 2 国際協力に関する事務 | 1 海外技術研修員の受入れに関すること。 | | — | |
| | | 2 青年海外協力隊の募集・啓発事業の実施 | | | — |
| | 3 海外移住に関する事務 | 1 海外移住に関すること。 | | | — |

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化関係事務に係る特定決裁事項

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する観光スポーツ文化関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| スポーツマスターズ2025愛媛大会に関する事務 | 1 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会に関する事務 | 1 日本スポーツマスターズ2025愛媛大会の開催準備に関すること。 | | | |
| | | (1) 特に重要なもの | — | | |
| | | (2) 重要なもの | | — | |
| | | (3) 軽易なもの | | | — |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|-----------|----|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 文化振興課 | 1～3 省略 | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|----------------------------------|---------------|------------------------------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 文化振興課 | 1～3 省略 | | | | | |
| | | 4 国民文化祭に関する事務 | 1 国民文化祭の開催準備に <u>関</u> すること。 | | | |
| | | | (1) 特に重要なもの | — | | |
| | | | (2) 重要なもの | | — | |
| | | | (3) 軽易なもの | | | — |
| | 2 国民文化祭への出演団体の推薦に <u>関</u> すること。 | | | — | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|----------|---------------|----------------------------------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 室長 |
| 国民文化祭推進室 | 1 国民文化祭に関する事務 | 1 国民文化祭の開催準備に <u>関</u> すること。 | | | | |
| | | (1) 特に重要なもの | — | | | |
| | | (2) 重要なもの | | — | | |
| | | (3) 軽易なもの | | | — | |
| | | 2 国民文化祭への出演団体の推薦に <u>関</u> すること。 | | | — | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | | |
|-------|-----------|----|------|-----|----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 | 主幹 |
| 観光振興課 | 1～6 省略 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | | |
|-----|-----------|--------------|---------------------------------|-----|----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 | 主幹 |
| 国際課 | 1～6 省略 | | | | | | |
| | | 7 国際交流に関する事務 | 1 都道府県国際交流推進協議会に <u>関</u> すること。 | | | — | |
| | | | 2 海外友好親善事業に <u>関</u> すること。 | | | — | |
| | | | 3 国際交流員に <u>関</u> すること。 | | | | |
| | | | (1) 受入方針に <u>関</u> すること。 | | | — | |
| | | | (2) その他国際交流員に <u>関</u> すること。 | | | — | |
| | | | 4 在県留学生に <u>関</u> すること。 | | | | — |
| | | 8 国際協力に | 1 海外技術研修員の受入れに <u>関</u> すること。 | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 施行に 関する 事務 | 「政令」という。）第16条第 1項） | | | | | | |
| | 2 立入検査（第41条第1項、 第55条、政令第16条第1項） | | | | | | |
| | 3 消費生活用製品の提出命令 （第42条第1項、第55条、政 令第16条第1項） | | | | | | |
| | 4 経済産業大臣への報告（政 令第16条第2項） | | | | | | |
| 9～22 省略 | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 施行に 関する 事務 | 「政令」という。）第14条第 1項） | | | | | | |
| | 2 立入検査（第41条第1項、 第55条、政令第14条第1項） | | | | | | |
| | 3 消費生活用製品の提出命令 （第42条第1項、第55条、政 令第14条第1項） | | | | | | |
| | 4 経済産業大臣への報告（政 令第14条第2項） | | | | | | |
| 9～22 省略 | | | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|---------------------------------|--|-----------------------------------|------|--------------------------------------|--------|--------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 防 災 安 全 統 括 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 防 災 危 機 管 理 課 | 1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務 （他の 主管に 属する ものを 除 く。） | 1～14 省略 | | | | |
| | | 15 防災に必要な物資等の備蓄 等の決定（第49条第1項） | | | | |
| | | 16 防災に必要な物資の備蓄の 状況の公表（第49条第2項） | — | | | |
| | | 17 省略 | | | | |
| | | 18 省略 | | | | |
| | | 19 省略 | | | | |
| | | 20 省略 | | | | |
| | | 21 省略 | | | | |
| | | 22 省略 | | | | |
| | | 23 省略 | | | | |
| | | 24 省略 | | | | |
| | | 25 省略 | | | | |
| | | 26 省略 | | | | |
| | | 27 省略 | | | | |
| | | 28 省略 | | | | |
| | | 29 省略 | | | | |
| | | 30 省略 | | | | |
| 31 省略 | | | | | | |
| 32 省略 | | | | | | |
| 33 省略 | | | | | | |
| 34 省略 | | | | | | |
| 35 省略 | | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|---------------------------------|--|------------------------------------|------|--------------------------------------|--------|--------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 防 災 安 全 統 括 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 防 災 危 機 管 理 課 | 1 災害 対策基 本法の 施行に 関する 事務 （他の 主管に 属する ものを 除 く。） | 1～14 省略 | | | | |
| | | 15 防災に必要な物資等の備蓄 等の決定（第49条_____） | | | | |
| | | 16 省略 | | | | |
| | | 17 省略 | | | | |
| | | 18 省略 | | | | |
| | | 19 省略 | | | | |
| | | 20 省略 | | | | |
| | | 21 省略 | | | | |
| | | 22 省略 | | | | |
| | | 23 省略 | | | | |
| | | 24 省略 | | | | |
| | | 25 省略 | | | | |
| | | 26 省略 | | | | |
| | | 27 省略 | | | | |
| | | 28 省略 | | | | |
| | | 29 省略 | | | | |
| | | 30 省略 | | | | |
| 31 省略 | | | | | | |
| 32 省略 | | | | | | |
| 33 省略 | | | | | | |
| 34 省略 | | | | | | |

| | | | | | |
|----|--|--|--|--|---|
| 36 | 省略 | | | | |
| 37 | 省略 | | | | |
| 38 | 省略 | | | | |
| 39 | 省略 | | | | |
| 40 | 都道府県外広域一時滞在の協議（第86条の9第3項、第4項、第86条の11） | | | | |
| 41 | 省略 | | | | |
| 42 | 省略 | | | | |
| 43 | 省略 | | | | |
| 44 | 省略 | | | | |
| 45 | 省略 | | | | |
| 46 | 省略 | | | | |
| 47 | 安否情報の回答のための被災者に関する情報の提供の要求（第86条の15第4項） | | | | |
| 48 | 省略 | | | | |
| 49 | 省略 | | | | |
| 50 | 省略 | | | | |
| 51 | 省略 | | | | |
| 52 | 被災者台帳の作成のための被災者に関する情報の提供の要求（第90条の3第6項） | | | | — |
| 53 | 省略 | | | | |
| 54 | 省略 | | | | |

| | | | | | |
|----|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 35 | 省略 | | | | |
| 36 | 省略 | | | | |
| 37 | 省略 | | | | |
| 38 | 省略 | | | | |
| 39 | 都道府県外広域一時滞在の協議（第86条の9第2項、第3項、第86条の11） | | | | |
| 40 | 省略 | | | | |
| 41 | 省略 | | | | |
| 42 | 省略 | | | | |
| 43 | 省略 | | | | |
| 44 | 省略 | | | | |
| 45 | 省略 | | | | |
| 46 | _____被災者に関する情報の提供の要求（第86条の15第4項） | | | | |
| 47 | 省略 | | | | |
| 48 | 省略 | | | | |
| 49 | 省略 | | | | |
| 50 | 省略 | | | | |
| 51 | 省略 | | | | |
| 52 | 省略 | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|----------------------------------|------|--------------------------------------|--------|--------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 防 災 安 全 統 括 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 消 防 防 災 安 全 課 | 1～9 省略 | | | | | |
| | 10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する | 1 液化石油ガスの販売等の規制に関すること。 (1) 省略 | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|---|------|--------------------------------------|--------|--------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 防 災 安 全 統 括 部 長 | 局 長 | 課 長 |
| 消 防 防 災 安 全 課 | 1～9 省略 | | | | | |
| | 10 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する | 1 液化石油ガスの販売等の規制に関すること。 (1) 省略 (2) 販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧（第3条の2第3項） (3) 登録行政庁の変更の届出の受理（第6条） | | | | — — |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|---|--|---|---|---|
| る法律 の施行 に關す る事務 | | | | | | | | | | る法律 の施行 に關す る事務 | (4) 販売所等の変更の届出の 受理（第8条） | | | | | | | | | — | | | | |
| | | | | | | | | | | | (5) 販売事業者の承継の届出 の受理（第10条第3項） | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | | | (6) 業務主任者の選任及び解 任の届出の受理（第19条第 2項） | | | | | | | | | | | — | |
| | | | | | | | | | | | | (7) 業務主任者の代理者の選 任及び解任の届出の受理 （第21条第2項） | | | | | | | | | | | — | |
| | | | | | | | | | | | | (8) 販売事業の廃止の届出の 受理（第23条） | | | | | | | | | | | — | |
| | | | | | | | | | | | | (9) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (10) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (11) 液化石油ガス設備士資格 の認定（第38条の4第2 項） | | | | | | | | | | | | — |
| | | | | | | | | | | | | (12) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (13) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (14) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (15) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (16) 省略 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | (17) 消防庁等への通報（第87 条第1項） | | | | | | | | | | | | — |
| | | | | | | | | | | | | (18) 消防庁等からの要請に係 る措置（第87条第2項） | | | | | | | | | | | | — |
| | | | | | | | | | | 2 保安機関に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | (1) 認定（第29条第1項） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (2) 認定の更新（第32条第1 項） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (3) 一般消費者等の数の増加 の認可（第33条第1項） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (4) 一般消費者等の数の減少 の届出の受理（第33条第2 項） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (5) 保安業務規程の認可及び 変更認可（第35条第1項） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (6) 認定行政庁の変更の届出 の受理（第6条、第35条の 4） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (7) 変更の届出の受理（第8 条、第35条の4） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (8) 承継の届出の受理（第10 条第3項、第35条の4） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | (9) 廃止の届出の受理（第23 条、第35条の4） | | | | | | | | | | | | — | | |
| | | | | | | | | | | 2 保安機関の認定（第29条第 1項） | | | | | | | | | | | | — | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-----|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 6 | 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続に関すること。 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | (1) | 省略 | | | | | | | |
| | (2) | 省略 | | | | | | | |
| | (3) | 省略 | | | | | | | |
| | 7 | 海洋環境等調査方法書の案についての審査会の意見の聴取(第44条の2) | | | | | | | |
| | 8 | 立入検査等に関すること。 | | | | | | | |
| | (1) | 省略 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | (2) | 省略 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 9 | 省略 | | | | | | | |
| | 10 | 省略 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|-----|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | (2) | 知事の意見の提出期間の延長及びその通知(規則第10条第2項、第51条) | | | | | | | |
| | (3) | 市町長及び審査会の意見の聴取(第10条第2項、第3項、第39条第2項) | | | | | | | |
| | 8 | 環境影響評価法に規定する知事の意見に係る手続に関すること。 | | | | | | | |
| | (1) | 配慮書の案又は配慮書についての事業者への書面による意見の陳述(第44条第1項) | | | | | | | |
| | (2) | 省略 | | | | | | | |
| | (3) | 省略 | | | | | | | |
| | (4) | 省略 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 9 | 立入検査等に関すること。 | | | | | | | |
| | (1) | 省略 | | | | | | | |
| | (2) | 環境の保全についての措置の要求(第46条第2項) | | | | | | | |
| | (3) | 省略 | | | | | | | |
| | 10 | 勧告(第47条第1項) | | | | | | | |
| | 11 | 勧告に従わない旨の公表(第47条第2項) | | | | | | | |
| | 12 | 省略 | | | | | | | |
| | 13 | 省略 | | | | | | | |

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|----------------|---|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 医療対策課 | 1 医療法の施行に関する事務 | 1~5 省略 | | | | |
| | | 6 特に地域外来医療を確保する必要がある区域の指定(第30条の18の6第1項) | | | | |
| | | 7 省略 | | | | |
| | | 8 省略 | | | | |
| | | 9 省略 | | | | |
| | | 10 省略 | | | | |
| | | 11 省略 | | | | |
| | | 12 省略 | | | | |
| | | 13 省略 | | | | |

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|----------------|--------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 医療対策課 | 1 医療法の施行に関する事務 | 1~5 省略 | | | | |
| | | 6 省略 | | | | |
| | | 7 省略 | | | | |
| | | 8 省略 | | | | |
| | | 9 省略 | | | | |
| | | 10 省略 | | | | |
| | | 11 省略 | | | | |
| | | 12 省略 | | | | |

| | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|
| 2 ~ 23 | | | | | |
| 省略 | | | | | |

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-----------|-----------|----|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 農業 経済課 | 1・2 省略 | | | | |
| | 3 省略 | | | | |
| | 4 省略 | | | | |
| | 5 省略 | | | | |
| | 6 省略 | | | | |
| | 7 省略 | | | | |
| | 8 省略 | | | | |
| | 9 省略 | | | | |
| | 10 省略 | | | | |
| | 11 省略 | | | | |
| | 12 省略 | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-----------|------------------|---|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 農地 整備課 | 1 土地改良法の施行に関する事務 | 1 土地改良区等が行う土地改良事業の施行に関すること。 | | | |
| | | (1) 省略 | | | |
| | | (2) <u>情報通信環境整備事業の認可及び変更の認可（第57条の9第1項、第57条の10、第84条）</u> | | — | |
| | | (3) <u>連携管理保全事業の認可及び変更の認可（第57条の11第1項、第57条の12第2項、第57条の13、第84条）</u> | | — | |
| | | (4) <u>財産処分の方法及び決算報告の認可（第69条第1項、第71条、第71条の7、第84条）</u> | | — | |

| | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|
| 2 ~ 23 | | | | | |
| 省略 | | | | | |

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-----------|-----------------------|---|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 農業 経済課 | 1・2 省略 | | | | |
| | 3 農業近代化資金融通法の施行に関する事務 | 1 <u>融資機関との利子補給契約（愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条）</u> | | | — |
| | | 2 <u>融資目標額の配分</u> | | | |
| | | (1) 1事業につき1億円以上 | — | | |
| | | (2) (1)以外のもの | | — | |
| | | 3 <u>利子補給の承認</u> | | | — |
| | 4 省略 | | | | |
| | 5 省略 | | | | |
| | 6 省略 | | | | |
| | 7 省略 | | | | |
| | 8 省略 | | | | |
| | 9 省略 | | | | |
| | 10 省略 | | | | |
| 11 省略 | | | | | |
| 12 省略 | | | | | |
| 13 省略 | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-----------|------------------|-----------------------------|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 農地 整備課 | 1 土地改良法の施行に関する事務 | 1 土地改良区等が行う土地改良事業の施行に関すること。 | | | |
| | | (1) 省略 | | | |

| | | | | | |
|---------|--|--|--|---|--|
| | (5) 省略 | | | | |
| | (6) 省略 | | | | |
| | (7) 所属土地改良区の合併に伴う土地改良区連合の解散及び権利義務の承継の認可（第83条の2第2項から第4項まで） | | | — | |
| | (8) 省略 | | | | |
| | 2 県営土地改良事業の採択に関すること。 | | | | |
| | (1)～(3) 省略 | | | | |
| | (4) 県営土地改良事業計画、緊急防災等工事計画又は応急工事計画の決定及び変更（国有地等の編入承認申請を除く。）並びに土地改良事業の廃止（第87条第1項、第5項、第87条の2第1項、第10項、第87条の3第1項、第7項、第87条の4第1項、第4項、第87条の5第1項、第88条第1項、第2項、第6項、第7項、第10項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第19項、第88条の2） | | | | |
| | (5)・(6) 省略 | | | | |
| 2～11 省略 | 3～7 省略 | | | | |

| | | | | | |
|--|---|--------|--|--|--|
| | (2) 省略 | | | | |
| | (3) 省略 | | | | |
| | (4) 省略 | | | | |
| | 2 県営土地改良事業の採択に関すること。 | | | | |
| | (1)～(3) 省略 | | | | |
| | (4) 県営土地改良事業計画、緊急防災等工事計画又は応急工事計画の決定及び変更（国有地等の編入承認申請を除く。） _____（第87条第1項、第5項、第87条の2第1項、第10項、第87条の3第1項、第7項、第87条の4第1項、第4項、第87条の5第1項、第88条第1項、第2項、第6項、第7項、第10項、第12項から第14項まで、第16項、第18項、第19項_____） | | | | |
| | (5)・(6) 省略 | | | | |
| | 2～11 省略 | 3～7 省略 | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|---------------------|--|------|-----|----|----------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 主幹 |
| 林業政策課 | 1～16 省略 | | | | | |
| | 17 森林経営管理法の施行に関する事務 | 1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者及び経営管理を希望する民間事業者の公募（第36条第1項、第44条第1項） | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-------|---------------------|--|------|-----|----|----------|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 主幹 |
| 林業政策課 | 1～16 省略 | | | | | |
| | 17 森林経営管理法の施行に関する事務 | 1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者 _____の公募（第36条第1項_____） | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-----|-------|----|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-----|-------|----|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |

| | | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|
| 森林整備課 | 1～11 省略 | | | | |
| | 12 省略 | | | | |
| | 13 省略 | | | | |
| | 14 省略 | | | | |
| | 15 省略 | | | | |
| | 16 省略 | | | | |

| | | | | | | |
|-------|------------------------------|--------------|--|--|--|---|
| 森林整備課 | 1～11 省略 | | | | | |
| | 12 愛媛県単独治山事業補助金交付規程の施行に関する事務 | 1 事業の施行箇所の決定 | | | | — |
| | | 2 事業の変更の承認 | | | | — |
| | 13 省略 | | | | | |
| | 14 省略 | | | | | |
| | 15 省略 | | | | | |
| | 16 省略 | | | | | |
| 17 省略 | | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-----|--------|----|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 漁政課 | 1～3 省略 | | | | | |
| | 4 省略 | | | | | |
| | 5 省略 | | | | | |
| | 6 省略 | | | | | |
| | 7 省略 | | | | | |
| | 8 省略 | | | | | |
| | 9 省略 | | | | | |
| | 10 省略 | | | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | |
|-----|----------------------|--------------------------------|------|-----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 |
| 漁政課 | 1～3 省略 | | | | | |
| | 4 漁業近代化資金通法の施行に関する事務 | 1 融資目標額の配分 | | | | — |
| | | 2 利子補給の承認（愛媛県漁業近代化資金利子補給規程第6条） | | | | — |
| | 5 省略 | | | | | |
| | 6 省略 | | | | | |
| | 7 省略 | | | | | |
| | 8 省略 | | | | | |
| | 9 省略 | | | | | |
| | 10 省略 | | | | | |
| | 11 省略 | | | | | |

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | | |
|-----|----------|-------------------|------|-----|----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 | 主幹 |
| 河川課 | 1～10 省略 | | | | | | |
| | 11 水道法の施 | 1 水道基盤強化計画に関すること。 | | | | | |

別表第9（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | | | |
|-----|---------|----|------|-----|----|----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | | | |
| | | | | 部長 | 局長 | 課長 | 主幹 |
| 河川課 | 1～10 省略 | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 行に關する事務 | (1) 策定及び変更(第5条の3第1項、第6項、第10項) | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 市町、水道事業者及び水道用水供給事業者との協議(第5条の3第4項、第10項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 広域的連携等推進協議会の意見聴取(第5条の3第7項、第10項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 策定及び変更の報告、通知及び公表(第5条の3第8項、第9項、第10項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 広域的連携等推進協議会の設置(第5条の4第1項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3 水道事業の認可(第6条第1項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 4 水道事業の変更の認可(第10条第1項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 5 水道事業の休止及び廃止の許可(第11条第1項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 6 水道事業の供給条件の変更の認可(第14条第6項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 水道用水供給事業の認可(第26条) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 8 水道用水供給事業の変更の認可(第30条第1項) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 9 水道用水供給事業の休止及び廃止の許可(第11条第1項、第31条) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10 水道事業及び水道用水供給事業の認可の取消し(第35条) | | | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 供給の対価の裁定(第40条第4項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 地方公共団体による水道事業の買収の認可(第42条第1項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 地方公共団体による水道事業の買収条件の裁定(第42条第3項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 下水道法の施行に関する事務 | 1 流域別下水道整備総合計画に関すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (1) 策定及び変更(第2条の2第1項、第10項、第12項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 市町の意見聴取(第2条の2第6項、第12項) | | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|------------------------------------|---|--|--|---|--|
| | (3) 関係県及び関係市町の意見聴取(第2条の2第7項、第12項) | — | | | | |
| | (4) 国土交通大臣に対する助言の要求(第2条の2第8項、第12項) | — | | | | |
| | 2 事業計画に関すること。 | | | | | |
| | (1) 協議(第4条第2項) | — | | | | |
| | (2) 変更の協議(第4条第2項、第6項) | | | | | |
| | ア 予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日に係るもの | — | | | | |
| イ ア以外に係るもの | | | | | — | |
| 13 省略 | | | | | | |

備考 この表1の部24の項、4の部、7の部、8の部及び10の部から12の部までの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「水資源・ダム政策監」とする。

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-------|--------|----|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 都市整備課 | 1～3 省略 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 11 省略 | | | | | | |

備考 この表1の部24の項、4の部、7の部、8の部及び10の部 _____ の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「水資源・ダム政策監」とする。

| 組織名 | 事務の種類 | 事項 | 決裁区分 | | |
|-------|----------------------------|--|------|-----|----|
| | | | 知事 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 局長 |
| 都市整備課 | 1～3 省略 | | | | |
| | 4 水道法の施行に関する事務 | 1 水道基盤強化計画に関すること。 | | | |
| | | (1) 策定及び変更(第5条の3第1項、第6項、第10項) | — | | |
| | | (2) 市町、水道事業者及び水道用水供給事業者との協議(第5条の3第4項、第10項) | | — | |
| | | (3) 広域的連携等推進協議会の意見聴取(第5条の3第7項、第10項) | | | — |
| | | (4) 策定及び変更の報告、通知及び公表(第5条の3第8項、第9項、第10項) | | | — |
| | 2 広域的連携等推進協議会の設置(第5条の4第1項) | | — | | |
| | 3 水道事業の認可(第6条第1項) | | | — | |
| | 4 水道事業の変更の認可(第10条第1項) | | | | — |
| | 5 水道事業の休止及び廃止の許可(第11条第1項) | | | | — |

| | | | | | | |
|------|----|--|--|--|--|--|
| 築住宅課 | 省略 | | | | | |
|------|----|--|--|--|--|--|

| | | | | | | |
|--|---|---|--|--|--|---|
| 築住宅課 | 省略 | | | | | |
| 12 住宅 地区改 良法の 施行に 関する 事務 | 1 改良地区の指定申請に係る 意見及び進達（第4条） | — | | | | |
| | 2 測量及び調査のための土地 の立入り（第20条） | | | | | — |
| | 3 損失の補償に関する協議 （第23条） | — | | | | |
| | 4 市町に対する勧告等（第34 条） | | | | | — |
| 13 公営 住宅法 の施行 に関す る事務 | 1 公営住宅監理員の任命（第 33条第2項） | — | | | | |
| | 2 公営住宅建替計画の作成 （第37条） | — | | | | |
| | 3 公営住宅又は共同施設の処 分（第44条第1項から第3項 まで） | — | | | | |
| | 4 事業主体の変更（第46条第 1項） | — | | | | |
| | 5 公営住宅及び共同施設の整 備、管理等について事業主体 に対する指導監督（第49条） | | | | | — |
| 14 特定 優良賃 貸住宅 の供給 の促進 に関す る法律 の施行 に関す る事務 | 1 供給計画に關すること。 | | | | | |
| | (1) 認定（第2条第1項、第 4条） | — | | | | |
| | (2) 変更の認定（第4条、第 5条） | — | | | | |
| | (3) 認定の取消し（第4条、 第11条） | — | | | | |
| | 2 認定事業者に關すること。 | | | | | |
| | (1) 助言及び指導（第7条） | | | | | — |
| | (2) 報告の徴収（第8条） | | | | | — |
| | (3) 改善命令（第10条） | — | | | | |
| 3 賃貸住宅の建設（第18条第 1項） | — | | | | | |
| 15 愛媛 県営 住宅管 理条例 の施行 に関す る事務 | 1 県営住宅の設置（第2条の 2） | — | | | | |
| | 2 入居者の募集（第3条、第 23条の16） | | | | | — |
| | 3 家賃の決定及び変更（第9 条、第21条の6、第21条の 7、第23条の14） | — | | | | |
| | 4 敷金等の運用（第14条、第 23条の16） | | | | | — |

| | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|---|--|---|
| | | 5 県営住宅の明渡し請求（第21条の2、第21条の5、第23条、第23条の16） | — | | |
| | | 6 県営住宅駐車場の指定（第23条の17第1項） | — | | |
| | | 7 駐車場使用料の決定及び変更（第23条の20第1項、第3項） | — | | |
| | | 8 県営住宅駐車場の明渡し請求等（第23条の23第1項、第3項、第4項） | — | | |
| | | 9 不正行為により家賃徴収を免れた者に対する処分（第26条） | — | | |
| 16 愛媛県県営住宅管理条例施行規則の施行に関する事務 | 1 愛媛県県営住宅管理条例第9条第2項の知事の定める数値の告示（第8条） | | | | — |
| | 2 特定公共賃貸住宅の家賃の告示（第12条の2） | | | | — |
| | 3 立入検査証の発行（第14条） | | | | — |
| 17 都市再開発法の施行に関する事務（市街地再開発組合に係るものに限る。） | 1 規準又は規約及び事業計画の認可（第7条の9第1項） | — | | | |
| | 2 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可（第7条の16第1項） | | — | | |
| | 3 施行者の変動の認可（第7条の17第3項） | | — | | |
| | 4 第1種市街地再開発事業の終了の認可（第7条の20第1項） | | — | | |
| | 5 市街地再開発組合の設立認可（第11条第1項） | — | | | |
| | 6 市街地再開発組合の設立認可についての市町長の意見聴取（第11条第2項） | | — | | |
| | 7 権利者からの意見書による事業計画の修正命令又は不採択の場合の通知（第16条第3項、第38条第2項） | | | | — |
| | 8 定款又は事業計画の変更の認可（第38条第1項） | | — | | |
| | 9 賦課金滞納処分の認可（第41条第3項） | | | | — |
| | 10 解散の認可（第45条第3項） | — | | | |

| | | | | | |
|----------|-----|--|---|--|---|
| | 11 | 決算報告書の承認（第49条） | | | — |
| | 12 | 再開発会社に関すること。 | | | |
| | (1) | 施行の認可（第7条の9第3項、第50条の2第1項、第2項、第50条の8第1項） | — | | |
| | (2) | 規準又は事業計画の変更認可（第7条の9第3項、第50条の9） | — | | |
| | (3) | 合併等の認可（第7条の9第3項、第50条の8第1項、第50条の12） | — | | |
| | (4) | 審査委員選任の承認（第50条の14第1項） | — | | |
| | (5) | 市街地再開発事業の終了認可（第50条の8第1項、第50条の15） | — | | |
| | 13 | 測量及び調査のための立入り等の許可（第60条第1項） | | | — |
| | 14 | 権利変換計画の決定及び変更の認可（第72条第1項、第3項） | — | | |
| | 15 | 事業代行開始の決定（第112条） | — | | |
| | 16 | 事業代行者の決定（第114条） | — | | |
| | 17 | 知事が事業代行者であつた場合の組合の財産の処分及び債務の弁済に関する計画の承認（第117条第3項） | — | | |
| | 18 | 勧告、助言又は報告の徴収及び措置命令（第124条） | — | | |
| | 19 | 事業又は会計の状況の検査及び当該検査に基づく措置命令（第124条の2第1項、第125条第1項から第3項まで） | | | — |
| | 20 | 認可の取消し（第124条の2第2項、第125条第4項） | — | | |
| | 21 | 総会の招集、組合員投票の付与及び総会等の議決、選挙又は投票の取消し（第125条第6項から第8項まで） | | | — |
| | 22 | 建物の区分所有等に関する管理規約の認可（第133条第1項） | | | — |
| 18 高齢者の居 | 1 | 都道府県高齢者居住安定確保計画に関すること。 | | | |

| | | | | |
|--|---|---|--|---|
| 住の安定確保に関する法律の施行に関する事務 | (1) 策定及び変更（第4条第1項、第7項、第8項） | — | | |
| | (2) 策定及び変更に係る市町との協議（第4条第6項、第8項） | — | | |
| | (3) 策定及び変更に係る地域住宅協議会の意見聴取（第4条第6項、第8項） | — | | |
| | 2 市町村高齢者居住安定確保計画に係る協議（第4条第6項、第8項、第4条の2第3項） | | | — |
| 19 地方住宅供給公社の施行に関する事務 | 1 定款及び業務方法書の変更認可（第5条、第26条） | — | | |
| | 2 事業計画及び資金計画の承認（第27条） | — | | |
| | 3 積立分譲住宅の譲渡の対価の承認（地方住宅供給公社法施行規則（以下この部において「省令」という。）第6条第2項） | — | | |
| | 4 一般分譲住宅の譲渡の対価の承認（省令第11条） | — | | |
| | 5 宅地の譲渡の対価の承認（省令第20条第3項） | — | | |
| 20 住生活基本法の施行に関する事務 | 1 住生活基本計画の作成及び変更（第17条） | — | | |
| 21 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務 | 1 都道府県賃貸住宅供給促進計画に関すること。 | | | |
| | (1) 作成及び変更（第5条第1項、第10項、第11項） | — | | |
| | (2) 市町との協議（第5条第9項、第11項） | | | — |
| | (3) 住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見聴取（第5条第9項、第11項） | | | — |
| | 2 市町村賃貸住宅供給促進計画に係る協議（第5条第9項、第11項、第6条第4項） | | | — |

| | | | | | |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 組 織 名 | 事務の 種 類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
| | | | 知 事 | 専決者 | |
| | | | | 部 長 | 局 長 |

| | | | | | |
|-------------|---|---|----------------------|---|---|
| 住 宅 室 | 1 住宅 地区改 良法の 施行に 関する 事務 | 1 改良地区の指定申請に係る 意見及び進達（第4条） | — | | |
| | | 2 測量及び調査のための土地 の立入り（第20条） | | | — |
| | | 3 損失の補償に関する協議 （第23条） | — | | |
| | | 4 市町に対する勧告等（第34 条） | | | — |
| | 2 公営 住宅法 の施行 に關す る事務 | 1 公営住宅監理員の任命（第 33条第2項） | — | | |
| | | 2 公営住宅建替計画の作成 （第37条） | — | | |
| | | 3 公営住宅又は共同施設の処 分（第44条第1項から第3項 まで） | — | | |
| | | 4 事業主体の変更（第46条第 1項） | — | | |
| | | 5 公営住宅及び共同施設の整 備、管理等について事業主体 に対する指導監督（第49条） | | | — |
| | 3 特定 優良賃 貸住宅 の供給 の促進 に關す る法律 の施行 に關す る事務 | 1 供給計画に關すること。 | | | |
| | | (1) 認定（第2条第1項、第 4条） | — | | |
| | | (2) 変更の認定（第4条、第 5条） | — | | |
| | | (3) 認定の取消し（第4条、 第11条） | — | | |
| | | 2 認定事業者に關すること。 | | | |
| | | (1) 助言及び指導（第7条） | | | — |
| | | (2) 報告の徴収（第8条） | | | — |
| | | (3) 改善命令（第10条） | — | | |
| | | 3 賃貸住宅の建設（第18条第 1項） | — | | |
| | | 4 愛媛 県営 住宅管 理条例 の施行 に關す る事務 | 1 県営住宅の設置（第2条の 2） | — | |
| | 2 入居者の募集（第3条、第 23条の16） | | | | — |
| | 3 家賃の決定及び変更（第9 条、第21条の6、第21条の 7、第23条の14） | | — | | |
| | 4 敷金等の運用（第14条、第 23条の16） | | | | — |
| | 5 県営住宅の明渡し請求（第 21条の2、第21条の5、第23 条、第23条の16） | | — | | |
| | 6 県営住宅駐車場の指定（第 23条の17第1項） | | — | | |

| | | | | | |
|--------------------------------------|----|---|---|--|---|
| | 7 | 駐車場使用料の決定及び変更（第23条の20第1項、第3項） | — | | |
| | 8 | 県営住宅駐車場の明渡し請求等（第23条の23第1項、第3項、第4項） | — | | |
| | 9 | 不正行為により家賃徴収を免れた者に対する処分（第26条） | — | | |
| 5 愛媛県県営住宅管理条例の施行規則の施行に関する事務 | 1 | 愛媛県県営住宅管理条例第9条第2項の知事の定める数値の告示（第8条） | | | — |
| | 2 | 特定公共賃貸住宅の家賃の告示（第12条の2） | | | — |
| | 3 | 立入検査証の発行（第14条） | | | — |
| 6 都市再開発法の施行に関する事務（市街地再開発組合に係るものに限る。） | 1 | 規準又は規約及び事業計画の認可（第7条の9第1項） | — | | |
| | 2 | 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可（第7条の16第1項） | — | | |
| | 3 | 施行者の変動の認可（第7条の17第3項） | — | | |
| | 4 | 第1種市街地再開発事業の終了の認可（第7条の20第1項） | — | | |
| | 5 | 市街地再開発組合の設立認可（第11条第1項） | — | | |
| | 6 | 市街地再開発組合の設立認可についての市町長の意見聴取（第11条第2項） | — | | |
| | 7 | 権利者からの意見書による事業計画の修正命令又は不採択の場合の通知（第16条第3項、第38条第2項） | | | — |
| | 8 | 定款又は事業計画の変更の認可（第38条第1項） | — | | |
| | 9 | 賦課金滞納処分の認可（第41条第3項） | | | — |
| | 10 | 解散の認可（第45条第3項） | — | | |
| | 11 | 決算報告書の承認（第49条） | | | — |
| | 12 | 再開発会社に関すること。 (1) 施行の認可（第7条の9第3項、第50条の2第1項、第2項、第50条の8第1項） | — | | |

| | | | | |
|------------------------------|---|---|--|---|
| | (2) 規準又は事業計画の変更認可（第7条の9第3項、第50条の9） | — | | |
| | (3) 合併等の認可（第7条の9第3項、第50条の8第1項、第50条の12） | — | | |
| | (4) 審査委員選任の承認（第50条の14第1項） | — | | |
| | (5) 市街地再開発事業の終了認可（第50条の8第1項、第50条の15） | — | | |
| | 13 測量及び調査のための立入り等の許可（第60条第1項） | | | — |
| | 14 権利変換計画の決定及び変更の認可（第72条第1項、第3項） | — | | |
| | 15 事業代行開始の決定（第112条） | — | | |
| | 16 事業代行者の決定（第114条） | — | | |
| | 17 知事が事業代行者であつた場合の組合の財産の処分及び債務の弁済に関する計画の承認（第117条第3項） | — | | |
| | 18 勧告、助言又は報告の徴収及び措置命令（第124条） | — | | |
| | 19 事業又は会計の状況の検査及び当該検査に基づく措置命令（第124条の2第1項、第125条第1項から第3項まで） | | | — |
| | 20 認可の取消し（第124条の2第2項、第125条第4項） | — | | |
| | 21 総会の招集、組合員投票の付与及び総会等の議決、選挙又は投票の取消し（第125条第6項から第8項まで） | | | — |
| | 22 建物の区分所有等に関する管理規約の認可（第133条第1項） | | | — |
| 7 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事務 | 1 都道府県高齢者居住安定確保計画に関すること。 | | | |
| | (1) 策定及び変更（第4条第1項、第7項、第8項） | — | | |
| | (2) 策定及び変更に係る市町との協議（第4条第6項、第8項） | — | | |
| | (3) 策定及び変更に係る地域住宅協議会の意見聴取（第4条第6項、第8項） | — | | |

| | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|--|---|
| | 2 | 市町村高齢者居住安定確保 計画に係る協議（第4条第6 項、第8項、第4条の2第3 項） | | | | — |
| 8 地方 住宅供 給公社 法の施 行に関 する事 務 | 1 | 定款及び業務方法書の変更 認可（第5条、第26条） | — | | | |
| | 2 | 事業計画及び資金計画の承 認（第27条） | — | | | |
| | 3 | 積立分譲住宅の譲渡の対価 の承認（地方住宅供給公社法 施行規則（以下この部におい て「省令」という。）第6条 第2項） | | — | | |
| | 4 | 一般分譲住宅の譲渡の対価 の承認（省令第11条） | | — | | |
| | 5 | 宅地の譲渡の対価の承認 （省令第20条第3項） | | — | | |
| 9 住生 活基本 法の施 行に関 する事 務 | 1 | 住生活基本計画の作成及び 変更（第17条） | — | | | |
| 10 住宅 確保要 配慮者 に対す る賃貸 住宅の 供給の 促進に 関する 法律の 施行に 関する 事務 | 1 | 都道府県賃貸住宅供給促進 計画に関すること。 | | | | |
| | (1) | 作成及び変更（第5条第 1項、第10項、第11項） | | — | | |
| | (2) | 市町との協議（第5条第 9項、第11項） | | | | — |
| | (3) | 住宅確保要配慮者居住支 援協議会又は地域住宅協議 会の意見聴取（第5条第9 項、第11項） | | | | — |
| | 2 | 市町村賃貸住宅供給促進計 画に係る協議（第5条第9 項、第11項、第6条第4項） | | | | — |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（農林水産振興部各課室の所掌事務）</p> <p>第4条 省略 2～12 省略</p> <p>（職務）</p> <p>第12条 省略 2～12 省略</p> <p><u>13</u> 省略 <u>14</u> 省略 <u>15</u> 省略 <u>16</u> 省略 <u>17</u> 省略 <u>18</u> 省略 <u>19</u> 省略 <u>20</u> 省略 <u>21</u> 省略 <u>22</u> 省略 <u>23</u> 省略 <u>24</u> 省略 <u>25</u> 省略 <u>26</u> 省略 <u>27</u> 省略 <u>28</u> 省略 <u>29</u> 省略 <u>30</u> 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略 2 省略 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(20)の51 省略 20の52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）<u>第49条第1項</u>の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理に關すること。 20の53 障害者総合支援法施行令<u>第49条第2項</u>の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に關すること。 20の54～(47) 省略</p> | <p>（農林水産振興部各課室の所掌事務）</p> <p>第4条 省略 2～12 省略 <u>13</u> 肱川流域林業振興課においては、<u>第5項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から第26号までに規定する事務を所掌する。</u></p> <p>（職務）</p> <p>第12条 省略 2～12 省略 <u>13</u> <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p><u>14</u> 省略 <u>15</u> 省略 <u>16</u> 省略 <u>17</u> 省略 <u>18</u> 省略 <u>19</u> 省略 <u>20</u> 省略 <u>21</u> 省略 <u>22</u> 省略 <u>23</u> 省略 <u>24</u> 省略 <u>25</u> 省略 <u>26</u> 省略 <u>27</u> 省略 <u>28</u> 省略 <u>29</u> 省略 <u>30</u> 省略 <u>31</u> 省略</p> <p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略 2 省略 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に關するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)～(20)の51 省略 20の52 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）<u>第43条の7第1項</u>の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設の休止又は廃止の届出の受理に關すること。 20の53 障害者総合支援法施行令<u>第43条の7第2項</u>の規定に基づく市町が設置した障害者支援施設に係る変更の報告の受理に關すること。 20の54～(47) 省略</p> |

47の2 介護保険法第24条第1項 _____

 _____の規定に基づく居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等に関すること。

47の3 介護保険法第24条第2項 _____
 _____の規定に基づく被保険者等に対する報告の命令等に関すること。

47の4 介護保険法第24条第3項（同法第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。） _____
 _____の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(48)～(51) 省略

51の2 介護保険法第69条の38第1項 _____
 _____の規定に基づく介護支援専門員に対する報告の徴収に関すること。

51の2の2～56の26の20 省略

57から57の10まで 削除

47の2 介護保険法第24条第1項及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第24条第1項の規定に基づく居宅サービス等を行つた者又は使用する者に対する報告の命令等に関すること。

47の3 介護保険法第24条第2項及び旧介護保険法第24条第2項の規定に基づく被保険者等に対する報告の命令等に関すること。

47の4 介護保険法第24条第3項（同法第76条第2項、第83条第2項、第90条第2項、第100条第2項、第114条の2第2項、第115条の7第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。）及び旧介護保険法第24条第3項（旧介護保険法第112条第2項及び第115条の33第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく当該職員の証明書の交付に関すること。

(48)～(51) 省略

51の2 介護保険法第69条の38第1項及び旧介護保険法第69条の38第1項の規定に基づく介護支援専門員に対する報告の徴収に関すること。

51の2の2～56の26の20 省略

56の27 旧介護保険法第107条第3項第6号の2の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する聴聞決定予定日の通知に関すること。

56の28 旧介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新に関すること。

57 旧介護保険法第108条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の変更に関すること。

57の2 旧介護保険法第111条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の変更の届出の受理に関すること。

57の3 旧介護保険法第111条の2第1項の規定に基づく便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助に関すること。

57の4 旧介護保険法第112条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

57の5 旧介護保険法第113条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の申出の受理に関すること。

57の6 旧介護保険法第113条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に関すること。

57の7 旧介護保険法第113条の2第2項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者が勧告に従わない旨の公表に関すること。

57の8 旧介護保険法第113条の2第3項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の開設者に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の9 旧介護保険法第114条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の取消し等に関すること。

57の10 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）附則第5条の規定により読み替えて適用される地方自治法施行令第174条の49の11の2第3項の規定により読み替えて適用される旧介護保険法第115条の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退等に係る中核市の市長からの届出の受理に関すること（中予地方局に限る。）。

57の11～57の23 省略

57の24 介護保険法第115条の32第2項第1号及び第2号_____の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関する事
こと。

57の25 介護保険法第115条の32第3項_____の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の
変更の届出の受理に関する事
こと。

57の26 介護保険法第115条の32第4項_____の規定に基づく介護サービス事業者の区分の変更の
届出の受理に関する事
こと。

57の27 介護保険法第115条の33第1項_____の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告
の徴収及び立入検査に関する事
こと。

57の28 介護保険法第115条の33第3項_____の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の
徴収及び立入検査の要請に関する事
こと。

57の29 介護保険法第115条の33第4項_____の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の
徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長
への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の
受理に関する事
こと。

57の30 介護保険法第115条の34第1項_____の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に
関する事
こと。

57の31 介護保険法第115条の34第2項_____の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に
従わない旨の公表に関する事
こと。

57の32 介護保険法第115条の34第3項_____の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命
令に関する事
こと（介護保険法第115条の34第4項_____の規定に基づく公示を除く。）。

57の33 介護保険法第115条の34第5項_____の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反
の内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生
労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関する事
こと。

58 介護保険法第197条第1項_____の
規定に基づく市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収
に関する事
こと。

58の2～(10) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するもの
は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5
条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において
準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、
第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2
項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、
第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に
基づく知事の権限に属する事務に関する事
こと。

ア～コ 省略

サ 知事の承認を得た果実供給力強化支援事業費補助金

シ～タ 省略

57の11～57の23 省略

57の24 介護保険法第115条の32第2項第1号及び第2号並びに
旧介護保険法第115条の32第2項第1号及び第2号の規定に基
づく業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関する事
こと。

57の25 介護保険法第115条の32第3項及び旧介護保険法第115条
の32第3項の規定に基づく業務管理体制の整備に関する事項の
変更の届出の受理に関する事
こと。

57の26 介護保険法第115条の32第4項及び旧介護保険法第115条
の32第4項の規定に基づく介護サービス事業者の区分の変更の
届出の受理に関する事
こと。

57の27 介護保険法第115条の33第1項及び旧介護保険法第115
条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告
の徴収及び立入検査に関する事
こと。

57の28 介護保険法第115条の33第3項及び旧介護保険法第115条
の33第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の
徴収及び立入検査の要請に関する事
こと。

57の29 介護保険法第115条の33第4項及び旧介護保険法第115条
の33第4項の規定に基づく介護サービス事業者に対する報告の
徴収及び立入検査の結果に係る他の都道府県知事又は市町村長
への通知及び厚生労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の
受理に関する事
こと。

57の30 介護保険法第115条の34第1項及び旧介護保険法第115条
の34第1項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に
関する事
こと。

57の31 介護保険法第115条の34第2項及び旧介護保険法第115条
の34第2項の規定に基づく介護サービス事業者に対する勧告に
従わない旨の公表に関する事
こと。

57の32 介護保険法第115条の34第3項及び旧介護保険法第115条
の34第3項の規定に基づく介護サービス事業者に対する措置命
令に関する事
こと（介護保険法第115条の34第4項及び旧介護保
険法第115条の34第4項の規定に基づく公示を除く。）。

57の33 介護保険法第115条の34第5項及び旧介護保険法第115条
の34第5項の規定に基づく介護サービス事業者の措置命令違反
の内容に係る他の都道府県知事又は市町村長への通知及び厚生
労働大臣又は他の都道府県知事からの通知の受理に関する事
こと。

58 介護保険法第197条第1項及び旧介護保険法第197条第1項の
規定に基づく市町に対する事業の実施状況に関する報告の徴収
に関する事
こと。

58の2～(10) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、農林水産振興部に関するもの
は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5
条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において
準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、
第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2
項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、
第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に
基づく知事の権限に属する事務に関する事
こと。

ア～コ 省略

サ 知事の承認を得た未来型果樹産地強化支援事業費補助金

シ～タ 省略

(33)～(55)の7 省略

(55)の8 土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく役員の就任等の届出の処理に關すること。

(55)の8の2～(55)の15 省略

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画、緊急防災等工事計画又は応急工事計画の報告の受理に關すること。

(55)の17～(66) 省略

5・6 省略

チ 知事の承認を得た紅プリンセス生産支援事業費補助金

ツ 知事の承認を得た再編復旧園発スマートアグリ推進事業費補助金

(33)～(55)の7 省略

(55)の8 土地改良法第18条第17項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく役員の就任等の届出の処理に關すること。

(55)の8の2～(55)の15 省略

(55)の16 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町が定めた土地改良事業計画、緊急防災工事計画又は応急工事計画の報告の受理に關すること。

(55)の17～(66) 省略

5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | | 改 正 前 | | | | | |
|---|--|--|------|----|------|---|------------------------|--|------|----|------|
| 別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | | 別表第2（第4条関係） 局長の権限に属する地域産業振興部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項 | | | | | |
| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | | 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
| | | | 局長 | 課長 | 課長補佐 | | | | 局長 | 課長 | 課長補佐 |
| 総務 県民課 | 1～21 省略 | | | | | 総務 県民課 | 1～21 省略 | | | | |
| | 22 消費生活用製品安全法の施行に關する事務 | 1 業務状況に關する報告の徴収（第40条第1項、第55条、消費生活用製品安全法施行令（以下この部において「政令」という。） <u>第16条第1項</u> ） | ○ | | | | 22 消費生活用製品安全法の施行に關する事務 | 1 業務状況に關する報告の徴収（第40条第1項、第55条、消費生活用製品安全法施行令（以下この部において「政令」という。） <u>第14条第1項</u> ） | ○ | | |
| | | 2 立入検査（第41条第1項、第55条、政令第16条第1項） | ○ | | | | | 2 立入検査（第41条第1項、第55条、政令第14条第1項） | ○ | | |
| | 3 消費生活用製品の提出命令（第42条第1項、第55条、政令第16条第1項） | ○ | | | | 3 消費生活用製品の提出命令（第42条第1項、第55条、政令第14条第1項） | ○ | | | | |

| | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|
| 23～43 省略 | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|------------|---|--|------|-----|----|
| | | | 局長 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 課長 |
| 地域福祉課 | 1～4 省略 | | | | |
| | 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務 | 1～7 省略 | | | |
| | | 8 市町が設置する障害者支援施設に関すること。 (1)～(3) 省略 | | | |
| | | (4) 休止又は廃止の届出の受理（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（5）において「障害者総合支援法施行令」という。） <u>第49条第1項</u> ） | | | ○ |
| | | (5) 変更の報告の受理（障害者総合支援法施行令第49条第2項） | | | ○ |
| | 9～11 省略 | | | | |
| 6～31 省略 | | | | | |

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|-------|------------|-----|------|-----|----|
| | | | 局長 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 課長 |
| 森林林業課 | 1～20 省略 | | | | |

備考 1 省略

2 支局の森林林業課においては、この表2の部から11の部まで、15の部、16の部及び18の部から20の部までの規定を適用する。

| | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|
| 23～43 省略 | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|

備考 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|------------|---|--|------|-----|----|
| | | | 局長 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 課長 |
| 地域福祉課 | 1～4 省略 | | | | |
| | 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務 | 1～7 省略 | | | |
| | | 8 市町が設置する障害者支援施設に関すること。 (1)～(3) 省略 | | | |
| | | (4) 休止又は廃止の届出の受理（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（5）において「障害者総合支援法施行令」という。） <u>第43条の7第1項</u> ） | | | ○ |
| | | (5) 変更の報告の受理（障害者総合支援法施行令第43条の7第2項） | | | ○ |
| | 9～11 省略 | | | | |
| 6～31 省略 | | | | | |

備考 省略

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|-------|------------|-----|------|-----|----|
| | | | 局長 | 専決者 | |
| | | | | 部長 | 課長 |
| 森林林業課 | 1～20 省略 | | | | |

備考 1 省略

2 肱川流域林業振興課においては、この表2の部から11の部まで、15の部、16の部及び18の部から20の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「森林林業課」とあるのは、「肱川流域林業振興課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 生活衛生課長(四国中央保健所にあつては、衛生環境課長)の専決処理すべき事項は、次のとおり</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) 食品表示法第8条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関すること(国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限り、と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)並びにこれらの附属施設に係るものを除く。)</p> <p>(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第17条第4項の規定による適合施設(厚生労働省所管に係るものに限り、と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)並びにこれらの附属施設に係るものを除く。以下同じ。)の確認に関すること。</p> <p>(3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第5項の規定による改善の要求に関すること(厚生労働省所管に係るものに限り、と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)並びにこれらの附属施設に係るものを除く。)</p> <p>(4) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第2項</p> | <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>(課長の専決事項)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 生活衛生課長(四国中央保健所にあつては、衛生環境課長)の専決処理すべき事項は、<u>食品表示法第8条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関する事務(国民の健康の保護を図るために必要な食品に関する表示に係るものに限り、と畜場及び食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。)並びにこれらの附属施設に係るものを除く。)</u>とする。</p> |

の規定による報告の徴収及び立入調査等に関すること（厚生労働省所管に係るものに限りに、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。）。

(5) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第18条第1項の規定による適合施設の認定に係る審査に関すること。

6 省略

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|---|--|--|------|----|----|
| | | | 所長 | 課長 | 主幹 |
| 企画課 | 1 省略 | | | | |
| | 2 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の施行に関する事務 | 1 大麻の廃棄の届出の処理（第12条） | | | ○ |
| | | 1 温泉の公共の浴用又は飲用に 関すること。 (1)～(4) 省略 | | | |
| | | (5) 温泉利用の廃止の届出の受理（温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この部において「細則」という。）第25条） | | | ○ |
| | | (6) 氏名等の変更の届出の受理（細則第30条） | | | ○ |
| | (7)～(10) 省略 | | | | |
| | 2～5 省略 | | | | |
| | 4 省略 | | | | |
| | 5 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務 | 1～3 省略 | | | |
| | | 4 病院、診療所又は助産所等に関すること。 (1)～(4) 省略 | | | |
| (5) 開設の届出の受理（第8条第1項、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この部において「政令」という。）第4条の2第1項） | | | | ○ | |
| (6) 設置の届出の受理（第8条第2項） | | | | ○ | |

6 省略

別表（第4条、第8条関係）

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|---|--|--|------|----|----|
| | | | 所長 | 課長 | 主幹 |
| 企画課 | 1 省略 | | | | |
| | 2 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の施行に関する事務 | 1 大麻の廃棄の届出の処理（第12条） | | | ○ |
| | | 1 温泉の公共の浴用又は飲用に 関すること。 (1)～(4) 省略 | | | |
| | | (5) 温泉利用の廃止の届出の受理（温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号。以下この部において「細則」という。）第25条） | | | ○ |
| | | (6) 氏名等の変更の届出の受理（細則第30条） | | | ○ |
| | (7)～(10) 省略 | | | | |
| | 2～5 省略 | | | | |
| | 4 省略 | | | | |
| | 5 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務 | 1～3 省略 | | | |
| | | 4 病院、診療所又は助産所等に関すること。 (1)～(4) 省略 | | | |
| (5) 開設の届出の受理（第8条_____、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この部において「政令」という。）第4条の2第1項） | | | | ○ | |
| | | | | | |

| | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---|---|
| (7) 省略 | | | |
| (8) 省略 | | | |
| (9) 開設者又は設置者の死亡等の届出の受理（第9条第2項） | | ○ | |
| (10) 省略 | | | |
| (11) 省略 | | | |
| (12) 省略 | | | |
| (13) 省略 | | | |
| (14) 省略 | | | |
| (15) 省略 | | | |
| (16) 省略 | | | |
| (17) 省略 | | | |
| (18) 省略 | | | |
| (19) 省略 | | | |
| (20) 省略 | | | |
| (21) 省略 | | | |
| (22) 省略 | | | |
| (23) 省略 | | | |
| (24) 省略 | | | |
| (25) 省略 | | | |
| (26) 診療所の開設の届出の受理（第30条の18の6第3項） | | ○ | |
| (27) 地域外来医療の提供の勧告（第30条の18の6第9項） | | ○ | |
| (28) 省略 | | | |
| (29) 省略 | | | |
| (30) 省略 | | | |
| (31) 省略 | | | |
| 5～9 省略 | | | |
| 6・7 省略 | | | |
| 8 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務 | 1 毒物又は劇物の販売業に関すること。 | | |
| | (1)～(3) 省略 | | |
| | (4) 毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理（第7条第3項） | | ○ |
| | (5) 氏名等の変更又は営業の廃止等の届出の受理（第10条第1項） | | ○ |
| | (6)～(11) 省略 | | |
| | (12) 登録が失効した場合等の届出の受理（第21条第1項、第4項） | | ○ |

| | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|---|---|
| (6) 省略 | | | |
| (7) 省略 | | | |
| (8) 開設者_____の死亡等の届出の受理（第9条第2項） | | ○ | |
| (9) 省略 | | | |
| (10) 省略 | | | |
| (11) 省略 | | | |
| (12) 省略 | | | |
| (13) 省略 | | | |
| (14) 省略 | | | |
| (15) 省略 | | | |
| (16) 省略 | | | |
| (17) 省略 | | | |
| (18) 省略 | | | |
| (19) 省略 | | | |
| (20) 省略 | | | |
| (21) 省略 | | | |
| (22) 省略 | | | |
| (23) 省略 | | | |
| (24) 省略 | | | |
| (25) 省略 | | | |
| (26) 省略 | | | |
| (27) 省略 | | | |
| (28) 省略 | | | |
| 5～9 省略 | | | |
| 6・7 省略 | | | |
| 8 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の施行に関する事務 | 1 毒物又は劇物の販売業に関すること。 | | |
| | (1)～(3) 省略 | | |
| | (4) 毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理（第7条第3項） | | ○ |
| | (5) 氏名等の変更又は営業の廃止等の届出の受理（第10条第1項） | | ○ |
| | (6)～(11) 省略 | | |
| | (12) 登録が失効した場合等の届出の受理（第21条第1項、第4項） | | ○ |

| | | | | |
|-------|---|-----|---|-----------------------|
| | (13) 登録票の書換え交付（政令第35条第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (14) 登録票の再交付（政令第36条第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (15) 登録票の返納の受理（政令第36条第3項、第36条の2第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (16)・(17) 省略 | | | |
| | 2 毒物又は劇物の業務上取扱者に関すること。 | | | |
| | (1) 業務上取扱者の届出の受理（第22条第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (2) 業務上取扱者に該当することとなつた者の届出の受理（第22条第2項） | | | <input type="radio"/> |
| | (3) 事業の廃止等の届出の受理（第22条第3項） | | | <input type="radio"/> |
| | (4) 業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理（第7条第3項、第22条第4項） | | | <input type="radio"/> |
| | (5)～(9) 省略 | | | |
| | 3 省略 | | | |
| 9 | 省略 | | | |
| 10 | 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務 | 1 | 覚醒剤原料の廃棄等の届出の処理（第30条の13、第30条の14第2項、第3項） | <input type="radio"/> |
| | | 2・3 | 省略 | |
| 11 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務 | 1 | 省略 | |
| | | 2 | 麻薬の廃棄の届出の処理（第29条） | <input type="radio"/> |
| | | 3 | 調剤された麻薬の廃棄の届出の受理（第35条第2項） | <input type="radio"/> |
| 12～15 | 省略 | | | |

| | | | | |
|-------|---|-----|---|-----------------------|
| | (13) 登録票の書換え交付（政令第35条第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (14) 登録票の再交付（政令第36条第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (15) 登録票の返納の受理（政令第36条第3項、第36条の2第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (16)・(17) 省略 | | | |
| | 2 毒物又は劇物の業務上取扱者に関すること。 | | | |
| | (1) 業務上取扱者の届出の受理（第22条第1項） | | | <input type="radio"/> |
| | (2) 業務上取扱者に該当することとなつた者の届出の受理（第22条第2項） | | | <input type="radio"/> |
| | (3) 事業の廃止等の届出の受理（第22条第3項） | | | <input type="radio"/> |
| | (4) 業務上取扱者に係る毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理（第7条第3項、第22条第4項） | | | <input type="radio"/> |
| | (5)～(9) 省略 | | | |
| | 3 省略 | | | |
| 9 | 省略 | | | |
| 10 | 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）の施行に関する事務 | 1 | 覚醒剤原料の廃棄等の届出の処理（第30条の13、第30条の14第2項、第3項） | <input type="radio"/> |
| | | 2・3 | 省略 | |
| 11 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の施行に関する事務 | 1 | 省略 | |
| | | 2 | 麻薬の廃棄の届出の処理（第29条） | <input type="radio"/> |
| | | 3 | 調剤された麻薬の廃棄の届出の受理（第35条第2項） | <input type="radio"/> |
| 12～15 | 省略 | | | |

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| 16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務 | 1 薬局に関すること。 | | | |
| | (1)～(3) 省略 | | | |
| | (4) 報告の受理（第8条の2第1項） | | | ○ |
| | (5) 変更の報告の受理（第8条の2第2項） | | | ○ |
| | (6) 省略 | | | |
| | (7) 報告事項の公表（第8条の2第5項） | | | ○ |
| | (8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条） | | | ○ |
| | (9)～(16) 省略 | | | |
| | (17) 許可証又は認定証の書換え交付（政令第2条の3第1項、第2条の8第1項） | | | ○ |
| | (18) 許可証又は認定証の再交付（政令第2条の4第1項、第2条の9第1項） | | | ○ |
| | (19) 許可証又は認定証の返納の受理（政令第2条の4第3項、第2条の5、第2条の9第3項、第2条の10） | | | ○ |
| | (20) 省略 | | | |
| | (21) 取扱処方箋数の届出の受理（政令第2条の13） | | | ○ |
| | (22) 変更の届出の受理（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第16条の3第1項、第3項） | | | ○ |
| | 2 薬局製造販売医薬品に関すること。 | | | |
| | (1)～(6) 省略 | | | |
| | (7) 製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第16項） | | | ○ |
| | (8)・(9) 省略 | | | |
| | (10) 製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第1項） | | | ○ |
| | (11) 製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第2項） | | | ○ |
| (12)～(21) 省略 | | | | |
| (22) 製造販売業の許可証の書換え交付（政令第5条第1項） | | | ○ | |

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| 16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務 | 1 薬局に関すること。 | | | |
| | (1)～(3) 省略 | | | |
| | (4) 報告の受理（第8条の2第1項） | | | ○ |
| | (5) 変更の報告の受理（第8条の2第2項） | | | ○ |
| | (6) 省略 | | | |
| | (7) 報告事項の公表（第8条の2第5項） | | | ○ |
| | (8) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条） | | | ○ |
| | (9)～(16) 省略 | | | |
| | (17) 許可証又は認定証の書換え交付（政令第2条の3第1項、第2条の8第1項） | | | ○ |
| | (18) 許可証又は認定証の再交付（政令第2条の4第1項、第2条の9第1項） | | | ○ |
| | (19) 許可証又は認定証の返納の受理（政令第2条の4第3項、第2条の5、第2条の9第3項、第2条の10） | | | ○ |
| | (20) 省略 | | | |
| | (21) 取扱処方箋数の届出の受理（政令第2条の13） | | | ○ |
| | (22) 変更の届出の受理（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第16条の3第1項、第3項） | | | ○ |
| | 2 薬局製造販売医薬品に関すること。 | | | |
| | (1)～(6) 省略 | | | |
| | (7) 製造販売の承認事項の軽微な変更の届出の受理（第14条第16項） | | | ○ |
| | (8)・(9) 省略 | | | |
| | (10) 製造販売業の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第1項） | | | ○ |
| | (11) 製造業の製造所の廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第19条第2項） | | | ○ |
| (12)～(21) 省略 | | | | |
| (22) 製造販売業の許可証の書換え交付（政令第5条第1項） | | | ○ | |

| | | |
|---|--|-----------------------|
| 23 製造販売業の許可証の再交付（政令第6条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 24 製造販売業の許可証の返納の受理（政令第6条第4項、第7条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 25 省略 | | |
| 26 製造業の許可証の書換え交付（政令第12条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 27 製造業の許可証の再交付（政令第13条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 28 製造業の許可証の返納の受理（政令第13条第4項、第14条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 29・30 省略 | | |
| 3 店舗販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。 | | |
| (1)～(3) 省略 | | |
| (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (5)～(11) 省略 | | |
| (12) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (13) 許可証の再交付（政令第46条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (14) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条） | | <input type="radio"/> |
| (15) 省略 | | |
| 4 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第14条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関すること。 | | |
| (1) 省略 | | |
| (2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（改正法による改正前の薬事法第10条、第38条） | | <input type="radio"/> |
| (3)～(6) 省略 | | |
| (7) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (8) 許可証の再交付（政令第46条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (9) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条） | | <input type="radio"/> |

| | | |
|---|--|-----------------------|
| 23 製造販売業の許可証の再交付（政令第6条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 24 製造販売業の許可証の返納の受理（政令第6条第4項、第7条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 25 省略 | | |
| 26 製造業の許可証の書換え交付（政令第12条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 27 製造業の許可証の再交付（政令第13条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 28 製造業の許可証の返納の受理（政令第13条第4項、第14条第1項） | | <input type="radio"/> |
| 29・30 省略 | | |
| 3 店舗販売業（動物用医薬品に係るものを除く。）に関すること。 | | |
| (1)～(3) 省略 | | |
| (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条、第38条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (5)～(11) 省略 | | |
| (12) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (13) 許可証の再交付（政令第46条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (14) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条） | | <input type="radio"/> |
| (15) 省略 | | |
| 4 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この部において「改正法」という。）附則第14条の規定により引き続き改正法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行う者に関すること。 | | |
| (1) 省略 | | |
| (2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（改正法による改正前の薬事法第10条、第38条） | | <input type="radio"/> |
| (3)～(6) 省略 | | |
| (7) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (8) 許可証の再交付（政令第46条第1項） | | <input type="radio"/> |
| (9) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条） | | <input type="radio"/> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| (10)・(11) 省略 | | | |
| 5 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事 こと。 | | | |
| (1)～(3) 省略 | | | |
| (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条第1項） | | | ○ |
| (5)～(10) 省略 | | | |
| (11) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項） | | | ○ |
| (12) 許可証の再交付（政令第46条第1項） | | | ○ |
| (13) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条） | | | ○ |
| (14) 省略 | | | |
| 6 管理医療機器の販売業又は貸与業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事 こと。 | | | |
| (1) 省略 | | | |
| (2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条第2項） | | | ○ |
| (3)～(6) 省略 | | | |
| 7・8 省略 | | | |
| 17～21 省略 | | | |

| | | | |
|--|--|--|---|
| (10)・(11) 省略 | | | |
| 5 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事 こと。 | | | |
| (1)～(3) 省略 | | | |
| (4) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条第1項） | | | ○ |
| (5)～(10) 省略 | | | |
| (11) 許可証の書換え交付（政令第45条第1項） | | | ○ |
| (12) 許可証の再交付（政令第46条第1項） | | | ○ |
| (13) 許可証の返納の受理（政令第46条第3項、第47条） | | | ○ |
| (14) 省略 | | | |
| 6 管理医療機器の販売業又は貸与業（動物用医療機器に係るものを除く。）に関する事 こと。 | | | |
| (1) 省略 | | | |
| (2) 廃止、休止若しくは再開又は変更の届出の受理（第10条第1項、第40条第2項） | | | ○ |
| (3)～(6) 省略 | | | |
| 7・8 省略 | | | |
| 17～21 省略 | | | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|-------|--|--|------|----|----|
| | | | 所長 | 課長 | 主幹 |
| 生活衛生課 | 1～17 省略 | | | | |
| | 18 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務（厚生労働 | 1 輸出証明書（と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係るものを除く。）並びにこれらの附属施設に係るものを除く。以下この部において同じ。）の発行（第15条第2項） 2 輸出証明書の発行の取消し（第53条第5項） | | | ○ |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | | |
|-------|---------|-----|------|----|----|
| | | | 所長 | 課長 | 主幹 |
| 生活衛生課 | 1～17 省略 | | | | |

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 省所管に係るものに限り。 | | | |
|--------------|--|--|--|

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | |
|-----------|--|---|------|----|
| | | | 所長 | 課長 |
| 環境 保全課 | 1・2 省略 | | | |
| | 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務 | 1 一般廃棄物処理施設に関する こと。 (1)・(2) 省略 (3) 定期検査（第8条の2の2第1項_____） (4)~(19) 省略 | ○ | |
| | | 2 省略 | | |
| | | 3 産業廃棄物処理施設に関する こと。 (1)~(4) 省略 (5) 定期検査（第15条の2の2第1項_____） (6)~(19) 省略 | ○ | |
| | | 4 事業場外における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管に関すること。 (1) 保管の届出又は変更の届出の受理（第12条第3項、第4項、第12条の2第3項、第4項_____） (2) 省略 | ○ | |
| | 5 産業廃棄物管理票に関する こと。 (1) 省略 (2) 情報処理センターからの報告の受理（第12条の5第9項） (3)~(6) 省略 | | ○ | |

| 組織名 | 事務の種類 | 事 項 | 決裁区分 | |
|-----------|--|--|------|----|
| | | | 所長 | 課長 |
| 環境 保全課 | 1・2 省略 | | | |
| | 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務 | 1 一般廃棄物処理施設に関する こと。 (1)・(2) 省略 (3) 定期検査（第8条の2の2第1項、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号。以下この部において「改正省令」という。）</u> 附則第2条第1項） (4)~(19) 省略 | ○ | |
| | | 2 省略 | | |
| | | 3 産業廃棄物処理施設に関する こと。 (1)~(4) 省略 (5) 定期検査（第15条の2の2第1項、 <u>改正省令附則第2条第2項</u> ） (6)~(19) 省略 | ○ | |
| | | 4 事業場外における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管に関すること。 (1) 保管の届出又は変更の届出の受理（第12条第3項、第4項、第12条の2第3項、第4項、 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）</u> 附則第6条第1項、第3項） (2) 省略 | ○ | |
| | 5 産業廃棄物管理票に関する こと。 (1) 省略 (2) 情報処理センターからの報告の受理（第12条の5第8項） (3)~(6) 省略 | | ○ | |

| | |
|------------|------------|
| 4～17 省略 | 4～17 省略 |
| 備考 省略 | 備考 省略 |

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程（昭和28年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> <p><u>16</u> 省略</p> <p><u>17</u> 省略</p> <p><u>18</u> 省略</p> | <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p><u>8</u> 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> <p><u>14</u> 省略</p> <p><u>15</u> 省略</p> <p><u>16</u> 省略</p> <p><u>17</u> 省略</p> <p><u>18</u> 省略</p> <p><u>19</u> 省略</p> |

(愛媛県公印規程の一部改正)

第3条 愛媛県公印規程（昭和34年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|------|----|--|-----|----|------------------------|-----------------|----|--|--|-----|------|----|--|-----|----|--|--|----|--|
| <p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>部長印</p> <p><u>Velo-city推進統括監印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公印名</td> <td style="text-align: center;">管守者名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長印</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>Velo-city推進統括監印</u></td> <td style="text-align: center;"><u>地域スポーツ課長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2～4 省略</p> | 公印名 | 管守者名 | 省略 | | 部長印 | 省略 | <u>Velo-city推進統括監印</u> | <u>地域スポーツ課長</u> | 省略 | | <p>(公印の種類)</p> <p>第2条 公印は、職印及び庁印の2種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>省略</p> <p>部長印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第5条 次の表の左欄に掲げる公印は、それぞれ同表の右欄に掲げる者が管守する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">公印名</td> <td style="text-align: center;">管守者名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長印</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2～4 省略</p> | 公印名 | 管守者名 | 省略 | | 部長印 | 省略 | | | 省略 | |
| 公印名 | 管守者名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長印 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>Velo-city推進統括監印</u> | <u>地域スポーツ課長</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公印名 | 管守者名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部長印 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表1（第4条関係）

第一 省略
第二 寸法

| 公 印 の 種 類 | 寸 法 方（ミリメートル） |
|------------------------|------------------|
| 職印 | |
| 省略 | |
| 部長印 | 省略 |
| <u>Velo-city推進統括監印</u> | <u>20</u> |
| 省略 | |
| 省略 | |

別表1（第4条関係）

第一 省略
第二 寸法

| 公 印 の 種 類 | 寸 法 方（ミリメートル） |
|-----------|------------------|
| 職印 | |
| 省略 | |
| 部長印 | 省略 |
| 省略 | |
| 省略 | |

（愛媛県産業技術研究所処務規程の一部改正）

第4条 愛媛県産業技術研究所処務規程（昭和36年愛媛県訓令第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------|-----------------------------------|
| （職務） | （職務） |
| 第3条 省略 | 第3条 省略 |
| 2～4 省略 | 2～4 省略 |
| <u>5 省略</u> | <u>5 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u> |
| <u>6 省略</u> | <u>6 省略</u> |
| <u>7 省略</u> | <u>7 省略</u> |
| <u>8 省略</u> | <u>8 省略</u> |
| <u>9 省略</u> | <u>9 省略</u> |
| <u>10 省略</u> | <u>10 省略</u> |
| <u>11 省略</u> | <u>11 省略</u> |
| <u>12 省略</u> | <u>12 省略</u> |
| <u>13 省略</u> | <u>13 省略</u> |
| <u>14 省略</u> | <u>14 省略</u> |
| <u>15 省略</u> | <u>15 省略</u> |
| <u>16 省略</u> | <u>16 省略</u> |

（愛媛県家畜保健衛生所処務規程の一部改正）

第5条 愛媛県家畜保健衛生所処務規程（昭和40年愛媛県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------|-----------------------------------|
| （職務） | （職務） |
| 第3条 省略 | 第3条 省略 |
| <u>2 省略</u> | <u>2 副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。</u> |
| <u>3 省略</u> | <u>3 省略</u> |
| <u>4 省略</u> | <u>4 省略</u> |
| <u>5 省略</u> | <u>5 省略</u> |
| <u>6 省略</u> | <u>6 省略</u> |
| <u>7 省略</u> | <u>7 省略</u> |
| <u>8 省略</u> | <u>8 省略</u> |
| <u>9 省略</u> | <u>9 省略</u> |

(愛媛県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県労働委員会事務局処務規程(昭和41年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(必要に応じ置く職員)</p> <p>第10条 事務局に、必要に応じ次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p>2 前項各号に掲げる職員の職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> | <p>(必要に応じ置く職員)</p> <p>第10条 事務局に、必要に応じ次の職員を置く。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 副参事</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p>2 前項各号に掲げる職員の職務は、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> |

(愛媛県東京事務所処務規程の一部改正)

第7条 愛媛県東京事務所処務規程(昭和42年愛媛県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p>(えひめ観光物産プラザの職員の職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2 省略</u></p> <p><u>3 省略</u></p> | <p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p>(えひめ観光物産プラザの職員の職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2 副参事は、プラザの所長の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> |

(愛媛県立えひめ学園処務規程の一部改正)

第8条 愛媛県立えひめ学園処務規程（昭和45年愛媛県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> | <p>(職務)</p> <p>第4条 副参事は、知事の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> |

(愛媛県立農業大学校処務規程の一部改正)

第9条 愛媛県立農業大学校処務規程（昭和46年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2・3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> | <p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p><u>2・3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</p> <p><u>5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p> <p><u>10</u> 省略</p> <p><u>11</u> 省略</p> <p><u>12</u> 省略</p> <p><u>13</u> 省略</p> |

(愛媛県消費生活センター処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県消費生活センター処務規程（昭和47年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p><u>(所掌事務)</u></p> <p>第2条 センターの<u>所掌事務</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>予算の経理その他会計事務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文書の取扱いに関すること。</u></p> <p>(5) <u>消費生活に係る展示及び相談に関すること。</u></p> <p>(6) <u>消費生活に係る情報の提供に関すること。</u></p> <p>(7) <u>消費生活に係る各種講習会等の開催に関すること。</u></p> <p>(8) <u>消費生活に係る商品テストの実施に関すること。</u></p> | <p><u>(係の分掌事務)</u></p> <p>第2条 センターの<u>分掌事務</u>は、次のとおりとする。</p> <p><u>消費者啓発係</u></p> <p>(1) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員の服務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>予算の経理その他会計事務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文書の取扱いに関すること。</u></p> <p>(5) <u>消費生活に係る情報の提供に関すること。</u></p> <p>(6) <u>消費生活に係る各種講習会等の開催に関すること。</u></p> <p>(7) <u>消費生活センター友の会に関すること。</u></p> |

- (9) 消費生活センター友の会に関すること。
- (10) 財産の管理及びセンター内取締りに関すること。

(職務)

第3条 省略

2 省略

3 省略

4 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、グループの事務を管理し、当該グループに属する職員の指導及び育成を行う。

5 省略

6 省略

7 担当係長は、上司の命を受け、担当事務を管理する。

8 省略

9 省略

- (8) 財産の管理及びセンター内取締りに関すること。
- (9) 他の係の主管に属しないこと。

相談・指導係

(1) 消費生活に係る展示及び相談に関すること。

(2) 消費生活に係る商品テストの実施に関すること。

(職務)

第3条 省略

2 省略

3 副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。

4 省略

5 副主幹は、上司を補佐するとともに、上司の命を受け、係の事務を管理し、当該係に属する職員の指導及び育成を行う。

6 省略

7 省略

8 係長は、上司の命を受け、係の事務を管理する。

9 省略

10 省略

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県農林水産研究所処務規程（昭和50年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>水産研究センター</p> <p>省略</p> <p>研究企画室</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 水産動植物の増殖及び養殖に関する試験研究及び調査に関する<u>こと。</u></u></p> <p><u>(6) 種苗の生産及び放流に関する試験研究及び調査に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(7) 水産資源の培養管理技術の研究開発に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) 水産動植物の病害に関する調査研究に関する<u>こと。</u></p> <p>省略</p> <p>養殖推進室</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>省略</p> <p>栽培資源研究所</p> <p>省略</p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>水産研究センター</p> <p>省略</p> <p>研究企画室</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>省略</p> <p>養殖推進室</p> <p><u>(1) 水産動植物の増殖及び養殖に関する試験研究及び調査に関する<u>こと。</u></u></p> <p><u>(2) 種苗の生産及び放流に関する試験研究及び調査に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(3) 水産資源の培養管理技術の研究開発に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 水産動植物の病害に関する調査研究に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>省略</p> <p>栽培資源研究所</p> <p>省略</p> |

| | |
|--|--|
| <p>増殖技術室</p> <p>(1) <u>研究企画室の項第5号から第8号まで及び養殖推進室の項各号に掲げる事務</u>に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(服務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> | <p>増殖技術室</p> <p>(1) _____<u>養殖推進室の項各号に掲げる事務</u>に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(服務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> |
|--|--|

(愛媛県下請企業指導班規程の一部改正)

第12条 愛媛県下請企業指導班規程(昭和54年愛媛県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>愛媛県受託中小企業指導班規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 受託中小企業の振興の指導に関する事務を処理するため、経済労働部産業支援局経営支援課に<u>受託中小企業指導班</u>(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>受託中小企業の振興に関する事業に関する計画の策定の指導</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>受託取引の条件の実態の調査及び指導</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>受託中小企業の振興のために必要な情報の収集及び提供</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>その他受託中小企業の振興の指導</u>に関すること。</p> | <p style="text-align: center;"><u>愛媛県下請企業指導班規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>下請中小企業振興</u>の指導に関する事務を処理するため、経済労働部産業支援局経営支援課に<u>下請企業指導班</u>(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 班は、次の各号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>下請中小企業振興事業計画策定</u> _____の指導に関すること。</p> <p>(2) <u>下請取引条件</u> _____の実態の調査及び指導に関すること。</p> <p>(3) <u>下請中小企業振興</u> _____のために必要な情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(4) <u>その他下請中小企業振興</u> _____の指導に関すること。</p> |

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第13条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部地域未来創生局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> | <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部政策企画局長</u> _____の職にある者をもって充てる。</p> <p>4～6 省略</p> <p>(事務局)</p> |

第7条 推進本部の事務を処理するため、企画振興部地域未来創生局に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画振興部地域未来創生局長の職にある者をもって充てる。

別表2（第6条関係）

- 1・2 省略
- 3 企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課長
- 4～13 省略

第7条 推進本部の事務を処理するため、企画振興部政策企画局に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画振興部政策企画局長の職にある者をもって充てる。

別表2（第6条関係）

- 1・2 省略
- 3 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課長
- 4～13 省略

（愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程の一部改正）

第14条 愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程（平成6年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 地方局農林水産振興部森林林業課長（中予地方局に<u>あつては、久万高原森林林業課長を</u>_____含む。） 5～7 省略 | <p>別表（第3条関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1～3 省略 4 地方局農林水産振興部森林林業課長（中予地方局に<u>あつては、久万高原森林林業課長を、南予地方局に</u>あつては<u>流域林業振興課長を</u>含む。） 5～7 省略 |

（愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正）

第15条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程（平成14年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（事務の委任）</p> <p>第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(26) 省略</p> <p><u>(27) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書（厚生労働省所管に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。以下同じ。）を発行すること。</u></p> <p><u>(28) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと。</u></p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p><u>(13) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第4項の規定により、適合施設（厚生労働省所管に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。以下同じ。）が認定要件に適合していることを確認すること。</u></p> <p><u>(14) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第5項の規定により、適合施設の改善を求めること。</u></p> | <p>（事務の委任）</p> <p>第3条 所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(26) 省略</p> <p>（専決事項）</p> <p>第4条 所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> |

- (15) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第2項の規定により、必要な報告等を求め、又は当該職員に事業所等に立ち入らせ、関係物件を調査し、若しくは質問させること（厚生労働省所管に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）。
- (16) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第18条第1項の規定による審査をすること（厚生労働省所管に係るものであって、と畜場及び食鳥処理場（認定小規模食鳥処理業者に係る食鳥処理場を除く。）並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）。
- (17) 省略

(13) 省略

（愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正）

第16条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程（平成18年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（幹事会）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部地域未来創生局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部地域未来創生局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>（事務局）</p> <p>第8条 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部地域未来創生局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部地域未来創生局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課長</u></p> <p>6～10 省略</p> </div> | <p>（幹事会）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部政策企画局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>（事務局）</p> <p>第8条 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部政策企画局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1～4 省略</p> <p>5 <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u></p> <p>6～10 省略</p> </div> |

（愛媛県立子ども療育センター処務規程の一部改正）

第17条 愛媛県立子ども療育センター処務規程（平成19年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> | <p>（職務）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> |

| | |
|--------------|--------------|
| <u>10</u> 省略 | <u>11</u> 省略 |
| <u>11</u> 省略 | <u>12</u> 省略 |
| <u>12</u> 省略 | <u>13</u> 省略 |
| <u>13</u> 省略 | <u>14</u> 省略 |
| <u>14</u> 省略 | <u>15</u> 省略 |
| <u>15</u> 省略 | <u>16</u> 省略 |
| <u>16</u> 省略 | <u>17</u> 省略 |
| <u>17</u> 省略 | <u>18</u> 省略 |

(愛媛県原子力センター処務規程の一部改正)

第18条 愛媛県原子力センター処務規程（平成22年愛媛県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------|--|
| (職務) | (職務) |
| 第2条 省略 | 第2条 省略 |
| <u>2</u> 省略 | <u>2</u> 省略 |
| <u>3</u> 省略 | <u>3</u> <u>副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。</u> |
| <u>4</u> 省略 | <u>4</u> 省略 |
| <u>5</u> 省略 | <u>5</u> 省略 |
| <u>6</u> 省略 | <u>6</u> 省略 |
| <u>7</u> 省略 | <u>7</u> 省略 |
| <u>8</u> 省略 | <u>8</u> 省略 |
| <u>9</u> 省略 | <u>9</u> 省略 |
| <u>10</u> 省略 | <u>10</u> 省略 |
| | <u>11</u> 省略 |

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第19条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程（平成23年愛媛県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------------|-------------------------|
| 別表1 （第3条関係） | 別表1 （第3条関係） |
| <u>1</u> ～ <u>10</u> 省略 | <u>1</u> ～ <u>10</u> 省略 |
| <u>11</u> <u>Velo-city推進統括監</u> | <u>11</u> 省略 |
| <u>12</u> 省略 | <u>12</u> 省略 |
| <u>13</u> 省略 | <u>13</u> 省略 |
| <u>14</u> 省略 | <u>14</u> 省略 |
| <u>15</u> 省略 | <u>15</u> 省略 |
| <u>16</u> 省略 | <u>16</u> 省略 |
| <u>17</u> 省略 | <u>17</u> 省略 |
| <u>18</u> 省略 | <u>18</u> 省略 |
| <u>19</u> 省略 | <u>19</u> 省略 |
| <u>20</u> 省略 | <u>20</u> 省略 |
| <u>21</u> 省略 | <u>21</u> 省略 |
| <u>22</u> 省略 | <u>22</u> 省略 |
| <u>23</u> 省略 | <u>23</u> 省略 |
| <u>24</u> 省略 | |

25 省略

26 省略

24 省略

25 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第20条 愛のくに えひめ営業本部規程（平成24年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | |
|--|------------------------|---------|---|------------------------|---------|
| <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>参与</u>の職にある者のうちから知事が命ずる。</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課長</td> </tr> <tr> <td>2～18 省略</td> </tr> </table> | 1 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課長 | 2～18 省略 | <p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 本部長は、<u>営業本部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>3～5 省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</td> </tr> <tr> <td>2～18 省略</td> </tr> </table> | 1 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長 | 2～18 省略 |
| 1 観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課長 | | | | | |
| 2～18 省略 | | | | | |
| 1 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長 | | | | | |
| 2～18 省略 | | | | | |

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第21条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程（平成27年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> | <p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> |

(愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正)

第22条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程（平成27年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> | <p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> |

| | |
|--------------|--|
| <u>3</u> 省略 | <u>3</u> <u>副参事は、所長の命を受け、重要な事務を処理する。</u> |
| <u>4</u> 省略 | <u>4</u> 省略 |
| <u>5</u> 省略 | <u>5</u> 省略 |
| <u>6</u> 省略 | <u>6</u> 省略 |
| <u>7</u> 省略 | <u>7</u> 省略 |
| <u>8</u> 省略 | <u>8</u> 省略 |
| <u>9</u> 省略 | <u>9</u> 省略 |
| <u>10</u> 省略 | <u>10</u> 省略 |
| <u>11</u> 省略 | <u>11</u> 省略 |
| <u>12</u> 省略 | <u>12</u> 省略 |
| | <u>13</u> 省略 |

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第23条 愛媛県総合科学博物館処務規程（平成30年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------|--|
| (職務) 第2条 省略 | (職務) 第2条 省略 |
| <u>2</u> 省略 | <u>2</u> <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u> |
| <u>3</u> 省略 | <u>3</u> 省略 |
| <u>4</u> 省略 | <u>4</u> 省略 |
| <u>5</u> 省略 | <u>5</u> 省略 |
| <u>6</u> 省略 | <u>6</u> 省略 |
| <u>7</u> 省略 | <u>7</u> 省略 |
| <u>8</u> 省略 | <u>8</u> 省略 |
| <u>9</u> 省略 | <u>9</u> 省略 |
| <u>10</u> 省略 | <u>10</u> 省略 |
| <u>11</u> 省略 | <u>11</u> 省略 |
| | <u>12</u> 省略 |

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第24条 愛媛県歴史文化博物館処務規程（平成30年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (職務) 第2条 省略 | (職務) 第2条 省略 |
| <u>2</u> 省略 | <u>2</u> <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u> |
| <u>3</u> <u>学芸主幹は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、当該事務を分担する職員の指導を行う。</u> | <u>3</u> 省略 |
| 4～12 省略 | 4～12 省略 |

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第25条 愛媛県美術館処務規程（平成30年愛媛県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------|-----------------------|
| (職務) 第2条 省略 | (職務) 第2条 省略 |

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略

- 2 省略
- 3 副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

(愛媛県産業人材対策班規程の一部改正)

第26条 愛媛県産業人材対策班規程（平成31年愛媛県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1・2 省略 3 <u>企画振興部地域未来創生局多文化共生推進課長</u> 4 <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光振興課長</u> 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 </div> | <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1・2 省略 3 <u>観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長</u> 4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 </div> |

(愛媛県デジタル総合戦略本部規程の一部改正)

第27条 愛媛県デジタル総合戦略本部規程（令和3年愛媛県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(任務)</p> <p>第2条 戦略本部は、次に掲げる事項を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 省略 (4) <u>県における人工知能の利活用の推進に関すること。</u> (5) 省略 <p>(組織)</p> <p>第3条 戦略本部は、本部長、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者、<u>最高AI責任者</u>、副本部長、<u>本部員</u>、<u>最高デジタル責任者補佐官</u>及び<u>最高AI責任者補佐官</u>をもって組織する。</p> | <p>(任務)</p> <p>第2条 戦略本部は、次に掲げる事項を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 省略 (4) 省略 <p>(組織)</p> <p>第3条 戦略本部は、本部長、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者_____、副本部長、_____最高デジタル責任者補佐官_____をもって組織する。</p> |

2 本部長は、デジタルトランスフォーメーションの総括に関する事務を担当する副知事をもって充て、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者及び最高A I 責任者の職を兼ねる。

3・4 省略

5 最高デジタル責任者補佐官及び最高A I 責任者補佐官は、知事が委嘱する。

(職務)

第4条 省略

2 最高デジタル責任者は、第2条第1号、第2号及び第5号の任務を統轄する。

3 省略

4 最高A I 責任者は、第2条第4号の任務を統轄する。

5 省略

6 省略

7 最高A I 責任者補佐官は、人工知能の利活用に関し専門的な知見に基づき、助言を行う。

別表1 (第3条関係)

1～8 省略

9 Velo-city推進統括監

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

20 省略

2 本部長は、デジタルトランスフォーメーションの総括に関する事務を担当する副知事をもって充て、最高デジタル責任者及び最高情報セキュリティ責任者_____の職を兼ねる。

3・4 省略

5 最高デジタル責任者補佐官_____は、知事が委嘱する。

(職務)

第4条 省略

2 最高デジタル責任者は、第2条第1号、第2号及び第4号の任務を統轄する。

3 省略

4 省略

5 省略

別表1 (第3条関係)

1～8 省略

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

13 省略

14 省略

15 省略

16 省略

17 省略

18 省略

19 省略

(愛媛県人口減少対策推進本部規程の一部改正)

第28条 愛媛県人口減少対策推進本部規程(令和7年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(事務局)</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>企画振興部地域未来創生局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部地域未来創生局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> | <p>(事務局)</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>企画振興部政策企画局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部政策企画局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>特別参与</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> |

- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 Velo-city推進統括監
- 12～28 省略

- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12～28 省略

別表2（第6条関係）

- 1 企画振興部地域未来創生局長
- 2～4 省略
- 5 企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課長
- 6 企画振興部地域未来創生局多文化共生推進課長
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略
- 24 省略

別表2（第6条関係）

- 1 企画振興部政策企画局長
- 2～4 省略
- 5 企画振興部政策企画局少子化対策・男女参画課長
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略
- 21 省略
- 22 省略
- 23 省略

（愛媛県市町村合併推進本部規程及び愛媛県経済成長戦略推進班規程の廃止）

第29条 愛媛県市町村合併推進本部規程（平成13年愛媛県訓令第10号）及び愛媛県経済成長戦略推進班規程（平成21年愛媛県訓令第19号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | | 改 正 前 | | | | | | |
|---|-----|----|----------|----------|-----------------|---|------------|-----|--|----------|---------------------------------|--|
| 別表第1（第2条、第5条関係） 制服等の貸与基準 | | | | | | 別表第1（第2条、第5条関係） 制服等の貸与基準 | | | | | | |
| 貸与対象者 | 品目 | 数量 | 着用 期間 | 貸与 期間 | 備考 | 貸与対象者 | 品目 | 数量 | 着用 期間 | 貸与 期間 | 備考 | |
| 1 消防学校に勤務する職員のうち、校長若しくは教頭の職にあるもの又は教務に従事するもの | 省略 | | | | — 儀式に着用するものとする。 | 1 消防学校に勤務する職員のうち、校長若しくは教頭の職にあるもの又は教務に従事するもの | 省略 | | | | 1 儀式に着用するものとする。 | |
| | | | | | — | | 略 帽 (夏) | 1 | 6月 1日 から 9月 30日 まで | 3年 | 2 略帽は、 教務に従事するものに 限り貸与する。 | |
| | 省略 | | | | — | | 省略 | | | | | |
| | | | | | | | 略 帽 (冬) | 1 | 10月 1日 から 翌年 5月 31日 まで | 3年 | | |
| | 省略 | | | | | | 省略 | | | | | |
| | ベルト | 省略 | | | | | | ベルト | 省略 | | | |
| 短靴 | | 1 | 年間 | 3年 | | | | | | | | |
| 別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準 | | | | | | 別表第2（第2条、第5条関係） 作業服等の貸与基準 | | | | | | |
| 貸与対象者 | 品目 | 数量 | 着用 期間 | 貸与 期間 | 備考 | 貸与対象者 | 品目 | 数量 | 着用 期間 | 貸与 期間 | 備考 | |
| 1～4 省略 | | | | | | 1～4 省略 | | | | | | |
| 5 防災等の業務に従事する職員 | 省略 | | | | | 5 防災等の業務に従事する職員 | 省略 | | | | | |
| | | | | | | | 防災服 (夏) | 1 | 夏期 | 3年 | | |
| | | | | | | | 帽子 | 1 | 年間 | 3年 | | |
| | | | | | | | ベルト | 1 | 年間 | 3年 | | |
| | | | | | | 安全靴 | 1 | 年間 | 3年 | | | |
| 6・7 省略 | | | | | | 6・7 省略 | | | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------|----|--------|----|--|
| 8 消防防災安全課に勤務する職員のうち、消防防災航空隊に所属するもの | 作業服（縛帯付） | 1 | 年間 | 3年 | |
| | 省略 | | | | |
| | 難燃シャツ（夏） | 省略 | | | |
| | 活動服（春） | 3 | 春期 | 3年 | |
| | 活動服（夏） | 3 | 夏期 | 1年 | |
| | 活動服（秋及び冬） | 3 | 秋期及び冬期 | 3年 | |
| | 省略 | | | | |
| | 安全員ベスト | 1 | 年間 | 3年 | |
| | 作業帽 | 1 | 年間 | 3年 | |
| 省略 | | | | | |
| 9 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの | 省略 | | | | |
| | 雨がっぱ | 省略 | | | |
| | 作業帽 | 1 | 年間 | 2年 | |
| | ヘルメット | 省略 | | | |
| | 防水長靴 | 1 | 年間 | 3年 | |
| | 省略 | | | | |
| 10～37 省略 | | | | | |
| 38 林業政策課、森林整備課若しくは全国植樹祭推進課、地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは久万高原森林林業課 | 省略 | | | | |
| | ヘルメット | 1 | 年間 | 3年 | |
| 又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの | 省略 | | | | |
| 39～49 省略 | | | | | |

| | | | | | |
|--|----------|----|----|----|--|
| 8 消防防災安全課に勤務する職員のうち、消防防災航空隊に所属するもの | 作業服（縛帯付） | 2 | 年間 | 2年 | |
| | 省略 | | | | |
| | 難燃シャツ（夏） | 省略 | | | |
| | 速乾シャツ | 3 | 夏期 | 1年 | |
| | 速乾パンツ | 3 | 夏期 | 1年 | |
| | 省略 | | | | |
| | 安全員ベスト | 1 | 年間 | 2年 | |
| | 作業帽 | 1 | 年間 | 2年 | |
| | 省略 | | | | |
| 9 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの | 省略 | | | | |
| | 雨がっぱ | 省略 | | | |
| | ヘルメット | 省略 | | | |
| | 省略 | | | | |
| | 省略 | | | | |
| | 省略 | | | | |
| 10～37 省略 | | | | | |
| 38 林業政策課、森林整備課若しくは全国植樹祭推進課、地方局森林林業課、久万高原森林林業課若しくは肱川流域林業振興課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの | 省略 | | | | |
| | ヘルメット | 1 | 年間 | 3年 | 普及指導、工事監督、工事検査、林地開発許可又は県有林整備の業務に従事する職員に限る。 |
| 又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの | 省略 | | | | |
| 39～49 省略 | | | | | |

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則2-28

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局長に対する権限の委任に関する規則（愛媛県人事委員会規則2-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）<u>第6条第2項並びに第8条第3項及び第4項</u>の規定に基づき、人事委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に対する権限の委任に関し規定することを目的とする。</p> <p>（委任事務）</p> <p>第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 採用候補者名簿_____から採用候補者_____を提示すること。</p> <p>(4) 条件付採用期間の延長の承認に関すること。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) <u>職員の採用に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）</u>第6条の採用に係る選考（行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職及び技能労務職群の職並びに同条第4号、第6号及び第8号に規定する職に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第19条の規定による会計年度任用職員の給与の協議に関すること。</u></p> <p>(9) <u>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）</u>第21条の規定により、職員が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は重度心身障害の状態となった場合の昇格の承認に関すること。</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> | <p>（この規則の目的）</p> <p>第1条 この規則は地方公務員法（昭和25年法律第261号、以下「法」という。）_____第8条第3項及び第4項の規定に基づき、人事委員会事務局長（以下「事務局長」という。）に対する権限の委任に関し規定することを目的とする。</p> <p>（委任事務）</p> <p>第2条 法及びこれに基づく条例並びに規則に別段の定めがある場合のほか、人事委員会の権限に属する事務中次に掲げる事務を処理する権限は、事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>採用候補者名簿及び昇任候補者名簿</u>から採用候補者及び昇任候補者を提示すること。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) <u>職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5。以下「任用規則」という。）</u>第9条第1号若しくは第2号又は第3号に該当する職員を直近上位の職若しくは階級又はその上位の職若しくは階級に特に昇任させる場合の選考に関すること。</p> <p>(6) <u>任用規則</u>_____第6条の採用に係る選考（行政職群の5級以下の職、公安職群の6級以下の職、研究職群の4級以下の職、医療職群(一)の3級以下の職、医療職群(二)の6級以下の職、医療職群(三)の6級以下の職及び技能労務職群の職並びに同条第4号、第6号及び第8号に規定する職に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給、昇格、昇給規則」という。）</u>第9条第1項第3号の規定による職務の級の決定の承認に関すること。</p> <p>(9) <u>任用規則第9条第1号若しくは第2号又は第3号の規定の適用を受けて昇任した者が、初任給、昇格、昇給規則第19条の規定の適用がある場合においては、その承認に関すること。</u></p> <p>(10) <u>初任給、昇格、昇給規則</u>_____第21条の規定により、職員が生命をとして職務を遂行し、そのために死亡し、又は重度心身障害の状態となった場合の昇格の承認に関すること。</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> |

- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略

- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則3-32

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

愛媛県人事委員会事務局処務規則（愛媛県人事委員会規則3-1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（職員の職）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の職のほか、必要があると認めるときは、次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> | <p>（職員の職）</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の職のほか、必要があると認めるときは、次の職を置くことができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>副参事</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> |

(次長の専決)

第10条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務局職員への併任に関すること(次長以上の職に係るものを除く。)
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

(次長の専決)

第10条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則6-228

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>職員の採用に関する規則</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第3項及び第5項、第17条の2第1項、第19条、第20条第2項_____並びに警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項の規定に基づき、職員の採用_____に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(競争試験による採用_____)</p> <p>第5条 職員の採用は、第6条及び第8条_____の規定により選考による場合を除き、人事委員会の行う競争試験によるものとする。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>職員の採用及び昇任に関する規則</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第8条第3項及び第5項、第17条の2第1項、第19条、第20条第2項<u>並びに第21条の4並びに</u>警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項の規定に基づき、<u>職員の採用及び昇任</u>に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(<u>法第21条の4第1項の人事委員会規則で定める職</u>)</p> <p>第4条の2 <u>法第21条の4第1項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職又は階級とする。</u></p> <p>(1) <u>行政職群の3級以上の職、警部補以上の階級に在級する者に係る公安職群の3級以上の職、研究職群の2級以上の職、医療職群(一)の2級以上の職、医療職群(二)の4級以上の職及び医療職群(三)の4級以上の職</u></p> <p>(2) <u>警察官の巡査部長、警部補、警部及び警視の階級</u></p> <p>(競争試験による採用<u>又は昇任</u>)</p> <p>第5条 職員の採用<u>又は昇任</u>は、次条から第9条までの規定により選考による場合を除き、人事委員会の行う競争試験によるものとする。</p> <p>(<u>選考により昇任させる職又は階級</u>)</p> <p>第7条 <u>第4条の2第1号に規定する職及び警察官の警視の階級への昇任は、人事委員会の行う選考によるものとする。</u></p> |

(特に選考により採用_____できる者)

第8条 第6条に規定するもののほか、特別の経歴又は技能を有する者を警察官に採用する場合は、人事委員会の行う選考によることができる。

第9条及び第10条 削除

(試験の実施)

第11条 職員の採用試験_____は、別表第8に掲げる試験の種類ごとに毎年各1回行うのを例とする。

(試験委員)

第13条 省略
2～4 省略

(受験資格)

第15条 省略

2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。

(1)・(2) 省略

第16条 前条に規定する年齢は、当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度の4月1日で_____計算するものとする。

(競争試験の委任)

第18条 省略

2 人事委員会は、警察官の採用試験_____の一部を別に定めるところにより警察本部長に委任するものとする。

(競争試験の協議及び報告)

第19条 省略

2 前条第2項の規定により警察官の採用試験_____の一部を委任された警察本部長は、前項第3号から第6号までの事項について、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

第20条 前条の任命権者は、競争試験の終了後次の事項を人事委員

(特に選考により採用又は昇任できる者)

第8条 前2条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する_____場合は、人事委員会の行う選考によることができる。

(1) 特別の経歴又は技能を有する者を警察官に採用する場合

(2) 特別の経歴又は技能を有する警察官を特に巡査部長、警部補及び警部に昇任させる場合

第9条 第7条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するものと人事委員会が認める場合は、第24条第1項に規定する選考の基準にかかわらず、職員を直近上位の職若しくは階級又はその上位の職若しくは階級に、人事委員会の選考を得て特に昇任させることができる。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病によつて死亡し、又は重度心身障害の状態となつた場合

(2) 生命をとじて職務を遂行した場合

(3) 多年勤務した者が退職する場合において、その者の在職中の勤務成績が特に優秀であつた場合

(4) 前各号に準ずるものと人事委員会が認めた場合

第10条 削除

(試験の実施)

第11条 職員の採用試験及び昇任試験は、別表第8に掲げる試験の種類ごとに毎年各1回行うのを例とする。

(試験委員)

第13条 省略
2～4 省略

5 警察官の昇任試験にあつては、警察本部長が試験委員長となり、試験委員は警察本部長が任命又は委嘱するものとする。この場合においては、第2項及び第3項の規定は適用しない。

(受験資格)

第15条 省略

2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 警察官の昇任試験

ア 巡査部長への昇任試験にあつては、巡査に2年以上在級している者

イ 警部補への昇任試験にあつては、巡査部長に2年以上在級している者

ウ 警部への昇任試験にあつては、警部補に4年以上在級している者

第16条 前条に規定する年齢は、当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度の4月1日で計算し、在職年数については、当該試験の日の属する月をもつて計算するものとする。

(競争試験の委任)

第18条 省略

2 人事委員会は、警察官の採用試験及び昇任試験の一部を別に定めるところにより警察本部長に委任するものとする。

(競争試験の協議及び報告)

第19条 省略

2 前条第2項の規定により警察官の採用試験及び昇任試験の一部を委任された警察本部長は、前項第3号から第6号までの事項について、あらかじめ人事委員会に協議しなければならない。

第20条 前条の任命権者は、競争試験の終了後次の事項を人事委員

会に報告しなければならない。

(1)・(2) 省略

第21条 人事委員会は、前条の規定による試験受験者の試験結果の報告に基づき、採用試験_____の合格者を決定するものとする。

(選考の実施)

第22条 省略

2 任命権者が選考を請求しようとする場合には、別表第9 _____による選考請求書に _____、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 被選考者の履歴書
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略

(選考の基準)

第24条 選考の基準は、就けようとする職に必要な経歴、学歴、知識又は技能、法令等による特定の資格その他の適格性を有することとする。

別表第8 (第11条関係)

採用試験_____の種類

| 試験の種類 | 試験の対象となる職又は階級 |
|-------|---------------|
| 省略 | |

別表第9 (第22条関係)

採用候補者選考請求書

省略

職員の採用に関する規則 _____ (愛媛県人事委員会規則6—5) 第22条第1項の規定に基づき、次のとおり採用候補者の選考を請求します。

省略

注 省略

会に報告しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 昇任試験にあつては合格候補者の勤務成績

第21条 人事委員会は、前条の規定による試験受験者の試験結果の報告に基づき、採用試験又は昇任試験の合格者を決定するものとする。

(選考の実施)

第22条 省略

2 任命権者は、選考の請求をする場合には、補充しようとする職に採用しようとし、又は昇任させようとする者1人につき少なくとも3人の選考候補者を選び、人事委員会に提出しなければならない。ただし、特別の理由により選考候補者が3人に満たない場合は、この限りでない。

3 任命権者が選考を請求しようとする場合には、別表第9又は別表第10による選考請求書に当該被選考者の履歴書のほか、採用の場合にあつては、次に定める書類を添付するものとする。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

(選考の基準)

第24条 選考の基準は、次のとおり

_____とする。

- (1) 就けようとする職に必要な経歴、学歴、知識又は技能、法令等による特定の資格その他の適格性を有すること。
- (2) 昇任の場合にあつては、勤務成績が良好であること。
- (3) 別表第13及び別表第14の基準を満たすこと。ただし、行政職群の3級以上の職、警部補、警部及び警視の階級に在級する者に係る公安職群の職、研究職群の2級以上の職、医療職群(一)の2級以上の職、医療職群(二)の4級以上の職並びに医療職群(三)の4級以上の職に就けようとする場合にあつては、人事委員会がこれらの基準に準ずると認めれば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用の職へ採用する場合の選考の基準は、同項第1号に定めるとおりとする。

別表第8 (第11条関係)

採用試験及び昇任試験の種類

| 試験の種類 | 試験の対象となる職又は階級 |
|-------|-------------------------------|
| 省略 | |
| 昇任試験 | 警察官昇任候補者試験 巡査部長、警部補及び警部の階級 |

別表第9 (第22条関係)

採用候補者選考請求書

省略

職員の採用及び昇任に関する規則 (愛媛県人事委員会規則6—5) 第22条第1項の規定に基づき、次のとおり採用候補者の選考を請求します。

省略

注 省略

別表第10を次のように改める。

別表第10 削除

別表第13及び別表第14を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の職員の採用及び昇任に関する規則別表第9の規定による書類は、改正後の職員の採用及び昇任に関する規則別表第9の規定による書類とみなす。

(採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関する規則の一部改正)

3 採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-3)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法に関する規則</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第21条第5項_____の規定に基づき、採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法_____に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(採用候補者名簿_____の作成)</p> <p>第2条 採用候補者名簿_____は、人事委員会の議決により確定する。</p> <p>2 採用候補者名簿_____に記載された事項については、採用候補者名簿_____の確定後はいかなる変更又は訂正も行うことができない。ただし、第4条から第7条までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。</p> <p>(採用候補者名簿_____の統合)</p> <p>第3条 第8条の規定による採用候補者名簿_____の失効前に当該採用候補者名簿_____の対象となっている職員の職(以下「職」という。)につき新たに採用候補者名簿_____が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両採用候補者名簿_____を統合して採用候補者名簿_____を作成することができる。</p> <p>(採用候補者_____の採用候補者名簿_____からの削除)</p> <p>第4条 人事委員会は、採用候補者_____が次のいずれかに該当する場合においては、これを採用候補者名簿_____から削除することができる。</p> <p>(1) 当該採用候補者名簿_____からの提示に基づいて職に任命された場合</p> <p>(2) 採用_____に関する人事委員会、任命権者等からの照会に回答しない場合</p> <p>(3) 心身の故障のため当該採用候補者名簿_____の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに</p> | <p style="text-align: center;"><u>採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関する規則</u></p> <p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第21条第5項及び第21条の4第4項の規定に基づき、採用候補者名簿の作成及びこれによる職員の採用の方法並びに昇任候補者名簿の作成及びこれによる職員の昇任の方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の作成)</p> <p>第2条 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿は、人事委員会の議決により確定する。</p> <p>2 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載された事項については、採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の確定後はいかなる変更又は訂正も行うことができない。ただし、第4条から第7条までの規定により変更又は訂正を行う場合においては、この限りでない。</p> <p>(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の統合)</p> <p>第3条 第8条の規定による採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の失効前に当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿の対象となっている職員の職(以下「職」という。)につき新たに採用候補者名簿又は昇任候補者名簿が作成された場合においては、人事委員会は、新旧両採用候補者名簿又は新旧両昇任候補者名簿を統合して採用候補者名簿又は昇任候補者名簿を作成することができる。</p> <p>(採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿からの削除)</p> <p>第4条 人事委員会は、採用候補者又は昇任候補者が次のいずれかに該当する場合においては、これを採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除することができる。</p> <p>(1) 当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿からの提示に基づいて職に任命された場合</p> <p>(2) 採用又は昇任に関する人事委員会、任命権者等からの照会に回答しない場合</p> <p>(3) 心身の故障のため当該採用候補者名簿若しくは当該昇任候補者名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに</p> |

堪えないことが明らかとなった場合

(4) 前号に定めるもののほか、当該採用候補者名簿_____の
_____の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らか
となった場合

(5) 省略

第5条 人事委員会は、採用候補者_____が次のいずれか
に該当する場合においては、これを採用候補者名簿_____
_____から削除するものとする。

(1) 当該採用試験_____を受ける資格を欠いているこ
とが明らかとなった場合

(2) 当該採用試験_____の受験の申込み又は当該
採用試験_____において、虚偽若しくは不正の
行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(3) 採用_____を辞退した事由が第12条各号のいずれにも該当
しないと人事委員会が認めた場合

(採用候補者_____の採用候補者名簿_____
_____への復活)

第6条 人事委員会は、次に掲げる場合においては、それぞれ採用
候補者名簿_____から削除された採用候補者_____
_____を当該採用候補者名簿_____に復活す
ることができる。

(1) 第4条第1号の規定により採用候補者名簿_____
_____から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたもの
について、人事委員会が当該採用候補者名簿_____
_____に復活することを適当と認める場合

(2) 第4条第2号の規定により採用候補者名簿_____
_____から削除された者について、人事委員会が正当な事由により
当該照会に応答しなかつたと認める場合

(3) 第4条第3号又は第4号の規定により採用候補者名簿_____
_____から削除された者について、人事委員会がそれら
の規定に該当しなくなつたと認める場合

(4) 第4条第5号の規定により採用候補者名簿_____
_____から削除された者について人事委員会が当該採用候補者名簿
_____に復活することを適当と認める場合

(採用候補者名簿_____の訂正)

第7条 人事委員会は、採用候補者_____の氏名の変
更その他採用候補者名簿_____の記載事項につ
いて異動があつた場合又は事務上の誤りがあつた場合におい
ては、速やかに当該採用候補者名簿_____を訂正
するものとする。

(採用候補者名簿_____の失効)

第8条 人事委員会は、次に掲げる場合においては、それぞれ採用
候補者名簿_____を失効させることができる。

(1) 採用候補者名簿_____がその確定後1年以上を
経過した場合

(2) 採用候補者名簿_____をその対象となつている
職について新たに作成された採用候補者名簿_____
_____と統合することができない場合

(3) その他人事委員会が当該採用候補者名簿_____
_____を失効させることを適当と認める場合

(採用候補者_____の提示の請求)

堪えないことが明らかとなった場合

(4) 前号に定めるもののほか、当該採用候補者名簿又は当該昇任
候補者名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らか
となった場合

(5) 省略

第5条 人事委員会は、採用候補者又は昇任候補者が次のいずれか
に該当する場合においては、これを採用候補者名簿又は昇任候
補者名簿から削除するものとする。

(1) 当該採用試験又は当該昇任試験を受ける資格を欠いているこ
とが明らかとなった場合

(2) 当該採用試験若しくは当該昇任試験の受験の申込み又は当該
採用試験若しくは当該昇任試験において、虚偽若しくは不正の
行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(3) 昇任候補者名簿については、職員でなくなつた場合

(4) 採用又は昇任を辞退した事由が第12条各号のいずれにも該当
しないと人事委員会が認めた場合

(採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名
簿への復活)

第6条 人事委員会は、次に掲げる場合においては、それぞれ採用
候補者名簿又は昇任候補者名簿から削除された採用候補者又は昇
任候補者を当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に復活す
ることができる。

(1) 第4条第1号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名
簿から削除された者で、条件付採用期間中に免職されたもの
について、人事委員会が当該採用候補者名簿又は当該昇任候補
者名簿に復活することを適当と認める場合

(2) 第4条第2号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名
簿から削除された者について、人事委員会が正当な事由により
当該照会に応答しなかつたと認める場合

(3) 第4条第3号又は第4号の規定により採用候補者名簿又は昇
任候補者名簿から削除された者について、人事委員会がそれら
の規定に該当しなくなつたと認める場合

(4) 第4条第5号の規定により採用候補者名簿又は昇任候補者名
簿から削除された者について人事委員会が当該採用候補者名簿
又は当該昇任候補者名簿に復活することを適当と認める場合

(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の訂正)

第7条 人事委員会は、採用候補者若しくは昇任候補者の氏名の変
更その他採用候補者名簿若しくは昇任候補者名簿の記載事項につ
いて異動があつた場合、又は事務上の誤りがあつた場合におい
ては、速やかに当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿を訂正
するものとする。

(採用候補者名簿又は昇任候補者名簿の失効)

第8条 人事委員会は、次に掲げる場合においては、それぞれ採用
候補者名簿又は昇任候補者名簿を失効させることができる。

(1) 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿がその確定後1年以上を
経過した場合

(2) 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿をその対象となつている
職について新たに作成された採用候補者名簿又は昇任候補者名
簿と統合することができない場合

(3) その他人事委員会が当該採用候補者名簿又は当該昇任候補
者名簿を失効させることを適当と認める場合

(採用候補者又は昇任候補者の提示の請求)

第9条 任命権者は、採用候補者名簿により職員を採用しようとする場合においては、あらかじめ、人事委員会に対して採用候補者名簿からの採用候補者の提示を

_____ 請求しなければならない。

(採用候補者_____の提示)

第10条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から採用候補者_____の提示の請求があつた場合においては、当該採用候補者名簿_____に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを任命権者に提示するものとする。

2 前項の採用候補者名簿_____に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が採用すべき者_____の数よりも少ない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の採用候補者名簿_____から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して提示することができる。

3 第1項の採用候補者名簿_____がない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の採用候補者名簿_____から当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して提示することができる。

(採用_____の辞退)

第11条 採用候補者_____として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用_____を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から10日以内にその旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 省略

3 任命権者が第1項の辞退の届出を受理したときは、当該採用候補者_____の提示は撤回されたものとみなす。

(採用_____の辞退による採用候補者_____の提示の延期)

第12条 人事委員会は、前条第2項の規定により辞退の届出の送付を受けた場合において当該辞退の事由が次のいずれかに該当すると認めるときは、辞退の事由がやむまで、又はその志望にかなつた提示ができるまで、同条第3項の規定にかかわらず、当該採用候補者_____の提示を延期するものとする。

(1) 省略

(2) 採用すべき_____職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有効な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 勤務庁又は勤務地が採用候補者_____の志望と異なっていること。

(4) 省略

(選択の結果についての通知)

第13条 任命権者は、提示された採用候補者_____の中から職員を任命するための選択を行つたときは、当該選択の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

第9条 任命権者は、採用候補者名簿により職員を採用しようとする場合においては採用候補者名簿からの採用候補者の提示を、昇任候補者名簿により職員を昇任させようとする場合においては昇任候補者名簿からの昇任候補者の提示を、あらかじめ、人事委員会に対して請求しなければならない。

(採用候補者又は昇任候補者の提示)

第10条 人事委員会は、前条の規定により任命権者から採用候補者又は昇任候補者の提示の請求があつた場合においては、当該採用候補者名簿又は当該昇任候補者名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを任命権者に提示するものとする。

2 前項の採用候補者名簿若しくは昇任候補者名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の採用候補者名簿又は他の昇任候補者名簿から、当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して提示することができる。

3 第1項の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿がない場合においては、人事委員会は、最も適当と認める他の採用候補者名簿又は他の昇任候補者名簿から当該職の職務遂行の能力を有し、かつ、当該職を志望すると認められる者を選択して提示することができる。

(採用又は昇任の辞退)

第11条 採用候補者又は昇任候補者として提示されていることを任命権者から通知された者で当該採用又は当該昇任を辞退しようとするものは、その通知を受けた日から10日以内にその旨を辞退の事由その他必要な事項とともに書面で任命権者に届け出なければならない。

2 省略

3 任命権者が第1項の辞退の届出を受理したときは、当該採用候補者又は当該昇任候補者の提示は撤回されたものとみなす。

(採用又は昇任の辞退による採用候補者又は昇任候補者の提示の延期)

第12条 人事委員会は、前条第2項の規定により辞退の届出の送付を受けた場合において当該辞退の事由が次のいずれかに該当すると認めるときは、辞退の事由がやむまで、又はその志望にかなつた提示ができるまで、前条第3項の規定にかかわらず、当該採用候補者又は当該昇任候補者の提示を延期するものとする。

(1) 省略

(2) 採用し、又は昇任させるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有効な研修又は教育を現に受けていること。

(3) 勤務庁又は勤務地が採用候補者又は昇任候補者の志望と異なっていること。

(4) 省略

(選択の結果についての通知)

第13条 任命権者は、提示された採用候補者又は昇任候補者の中から職員を任命するための選択を行つたときは、当該選択の結果について、人事委員会に通知しなければならない。

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則)

4 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 採用試験</p> <p>人事委員会が行う競争試験（<u>職員の採用に関する規則</u> _____（愛媛県人事委員会規則6-5）別表第8に規定する職員採用候補者（民間企業等経験者）試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。</p> | <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 採用試験</p> <p>人事委員会が行う競争試験（<u>職員の採用及び昇任に関する規則</u>（愛媛県人事委員会規則6-5）別表第8に規定する職員採用候補者（民間企業等経験者）試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。</p> |

(調整規定)

5 前項及び職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（愛媛県人事委員会規則7-1311。以下「改正規則」という。）の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、改正規則の規定によってまず改正され、次いで前項の規定によって改正されるものとする。

○愛媛県人事委員会規則6-229

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-159）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(派遣職員の職務復帰時における処遇)</p> <p>第4条 派遣職員（条例第3条第1号に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給等規則」という。）第19条の規定にかかわらず、_____その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p> <p>第7条 退職派遣者（条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）第3条に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定することができる。</p> | <p>(派遣職員の職務復帰時における処遇)</p> <p>第4条 派遣職員（条例第3条第1号に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給等規則」という。）第19条の規定にかかわらず、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得て</u>その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。</p> <p>(退職派遣者の採用時における処遇)</p> <p>第7条 退職派遣者（条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。）が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（<u>職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）第3条に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。）</u>について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、<u>あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定することができる。</u></p> <p>第8条 退職派遣者が法 _____第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第3条第3項及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）第</p> |

4条第3項に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。)及び号給については、その者が当該退職がなく引き続き在職したものとみなして、当該退職した時の職務の級、号給等を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用された日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に決定することができる。

4条第3項に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。)及び号給については、その者が当該退職がなく引き続き在職したものとみなして、当該退職した時の職務の級、号給等を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用された日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給に決定することができる。

2 前項の規定により職務の級を決定する場合において、退職派遣者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときは、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

第8条 省略

第9条 省略

別表 (第2条関係)

省略
地方税共同機構
地方公共団体金融機構
省略

第9条 省略

第10条 省略

別表 (第2条関係)

省略
地方税共同機構
省略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)
- 2 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (初任給基準又は給料表の適用を異にする異動) 第24条 省略 2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、次に定める号給とする。 (1) 省略 (2) その初任給の決定について第13条第2項の規定の適用を受けた職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)第7条の規定の適用を受けた職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給 | (初任給基準又は給料表の適用を異にする異動) 第24条 省略 2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、次に定める号給とする。 (1) 省略 (2) その初任給の決定について第13条第2項の規定の適用を受けた職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)第8条の規定の適用を受けた職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給 |

(調整規定)

- 3 前項及び職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(愛媛県人事委員会規則7-1311。以下「改正規則」という。)の規定が同一の日に行われるときは、これらの規定により改正される職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、改正規則の規定によってまず改正され、次いで前項の規定によって改正されるものとする。

○愛媛県人事委員会規則6-230

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|----------------------------|----------|---------------------|----------------------------|----------|---------------------|
| 別表第1（第4条関係） 行政職群級別職務区分表 | | | 別表第1（第4条関係） 行政職群級別職務区分表 | | |
| 職務の級 区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含ま れる職 | 職務の級 区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含ま れる職 |
| 省略 | 管理者の事務部局 | 省略 | 省略 | 管理者の事務部局 | 省略 |
| 6 級 | | 省略 | 6 級 | | 省略 副参事 省略 |
| 省略 | | 省略 | 省略 | | 省略 |
| 備考 省略 | | | 備考 省略 | | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1311

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 採用試験 人事委員会が行う競争試験（職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）別表第8に規定する職員採用候補者（民間企業等経験者）試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。） _____ をいう。</p> <p>第4条から第8条まで 削除</p> | <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>経験年数</u> 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。</p> <p>(5) <u>必要経験年数</u> 級別資格基準表に掲げる職務の級の資格として必要とされる経験年数をいう。</p> <p>(6) <u>在級年数</u> 職員が同一の職務の級において引き続き在職した年数をいう。</p> <p>(7) <u>必要在級年数</u> 級別資格基準表に掲げる職務の級の資格として必要とされる在級年数をいう。</p> <p>(8) 採用試験 人事委員会が行う競争試験（職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6-5）別表第8に規定する職員採用候補者（民間企業等経験者）試験（以下「経験者採用試験」という。）を除く。）又は人事委員会がこれに準ずると認める試験をいう。 <u>（級別資格基準）</u></p> <p>第4条 <u>級別資格基準は、次に掲げる基準表のとおりとする。</u></p> <p>(1) 行政職給料表級別資格基準表（別表第11）</p> <p>(2) 公安職給料表級別資格基準表（別表第12）</p> |

- (3) 研究職給料表級別資格基準表 (別表第13)
- (4) 医療職給料表(一)級別資格基準表 (別表第14)
- (5) 医療職給料表(二)級別資格基準表 (別表第15)
- (6) 医療職給料表(三)級別資格基準表 (別表第16)
- (7) 中学校・小学校教育職員給料表級別資格基準表 (別表第17)
- (8) 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表 (別表第18)

2 級別資格基準表の職務の級欄に掲げる上段の数字は当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 級別資格基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となつた者
- (2) 採用試験に準ずる試験としてあらかじめ人事委員会の承認を得た試験の結果に基づき、人事委員会により承認された方法により選択されて職員となつた者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が採用試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの
- (4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となつた者及び前3号の例により愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続き職員となつた者

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表(別表第20)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いるその者の

学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表（別表第21）に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整）

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表（別表第22）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。

（経験年数の取扱いの特例）

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第8条の2 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第16条及び第17条の規定の適用を受けた職員並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—159。以下「公益的法人等派遣規則」という。）第8条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項又は第25条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

（職務の級の決定）

第9条 新たに職員となつた者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより 決定するものとする。

(1) 次に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。

ア 行政職給料表の職務の級3級以上

イ 公安職給料表の職務の級3級以上（巡査又は巡査部長の階級に在級する者に係る職務の級を除く。）

ウ 研究職給料表の職務の級2級以上

エ 医療職給料表(一)の職務の級2級以上

オ 医療職給料表(二)の職務の級4級以上

カ 医療職給料表(三)の職務の級4級以上

キ 中学校・小学校教育職員給料表の職務の級3級及び4級

ク 高等学校等教育職員給料表の職務の級3級及び4級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあつては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

(3) 第16条各号のいずれかに掲げる者から職員となつた者又は第17条第1号若しくは第2号に規定する職に採用された者に前号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ人事委員会の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経験年数とすることができること。

（職務の級の決定）

第9条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及

び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第13条第1項第4号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者(新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が1年以上である者(前項に規定する者を除く。))をいう。以下同じ。)の職務の級は、

_____部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者_____の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事するものの職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者_____の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が1年に満たない者(採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。)の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級(第13条第1項第4号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級)に決定するものとする。

5 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続き職員となつたものの職務の級について、当該各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

- (1) 給料表の適用を受けない県職員
- (2) 他の地方公共団体の職員
- (3) 国家公務員
- (4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者
- (6) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者
(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする

_____。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる_____。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となつた者
- (2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない県職員、他の地方公共団体の職員、国家公務員、沖縄振興開発金融公庫に勤務する者、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第12条第1号に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)その他人事委員会

2 前項の規定にかかわらず、経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者

_____の職務の級は、採用試験(上級の区分に係るものに限る。)の結果により採用された部内の他の職員で、当該新たに職員となつた者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事するものの職務の級を踏まえ、当該新たに職員となつた者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者採用試験の結果に基づいて職員となつた者には適用しない。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となつた者及び前号の例により愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の適用を受ける者となり、引き続き同条例の適用を受ける者として勤務した後、引き続いて職員となつた者

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表（別表第20）に定める区分によるものとする。

（新たに職員となつた者の号給）

第13条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 第9条第2項に規定する職員（第4号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(2) 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員（以下この号において「部内職員」という。）で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給（部内職員がいない者及びこれに準ずるものとして人事委員会の定める者にあつては、人事委員会の定める号給）

(3) 第9条第4項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

(4) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員（経験者試験等採用者を除く。）その者の属する職務の級の最低の号給

2 第9条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として人事委員会が定める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところ

（新たに職員となつた者の号給）

第13条 新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 第9条第1項の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められている職員 当該号給

イ 第9条第1項の規定により当該職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号給

(2) 第9条第2項の規定により職務の級を決定された職員（以下「経験者試験採用者」という。）採用試験（上級の区分に係るものに限る。）の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に当該経験者試験採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなるものが、当該経験者試験採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

(3) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員（前号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、次条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を同項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

により、その者の号給を決定することができる。

第14条 削除

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となり、第13条第1項第1号又は第4号の規定の適用を受ける者のうち

_____ 経験年数を有する者の号給は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による号給

_____ の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月_____

_____ で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第14条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第13条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該 _____ 経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者が必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第5条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (3) 第5条第2項第4号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（前条第1項の規定の適用を受ける者等で人事委員会の定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより得られる経験年数）
- (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号給が職

2 新たに職員となり、第13条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち人事委員会の定めるものの号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(経験年数)

第16条 第9条第3項及び第4項、第13条第1項第2号並びに前条第1項に規定する経験年数(以下「経験年数」という。)は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時(当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として人事委員会が定める場合にあつては、人事委員会が定める資格を取得した時)以後の年数を経験年数換算表(別表第21)に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分(同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては人事委員会の定める学歴免許等の区分とする。)に対して修学年数調整表(別表第22)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格(前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。)を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い)

第17条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準

務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第15条の2 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもつて、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合は、著しく部内の他の職員との均衡を失すと認めるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない県職員
- (2) 他の地方公共団体の職員
- (3) 国家公務員
- (4) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた結果退職して1年を経過しない者
- (6) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 次に掲げる場合において、号給の決定について第15条又は第15条の2の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

に従い、当該職員の職務の級及び号給を決定することができる。

第18条 削除

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を _____ 決定するものとする。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第11条第2項第1号に _____ 該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した _____ 等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の特例)

第21条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第3条第1項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第19条の規定にかかわらず、 _____ その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 省略

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動)

第24条 次に掲げる異動をした職員の職務の級は _____

- (1) 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、助教授、研究員、医師等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合
(特定の職員についての号給)

第18条 新たに職員となつた者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、第15条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

2 第16条各号に掲げる者から引き続いて職員となつた者その他の採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その号給を決定することができる。

(昇格)

第19条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得ること。
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数を有していること。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ人事委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第20条 職員が第5条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格 _____ を有するに至つた場合には、前条の規定にかかわらず、その資格 _____ に応じた職務の級に昇格させることができる。

(昇格の特例)

第21条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)第3条第1項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 省略

(初任給基準 _____ を異にする異動)

第24条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合

____、その異動後の職務に応じ決定する（第1号の異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）

____ものとする。

(1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号の異動を除く。）

(2) 給料表の適用を異にする他の職務への異動

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、次____に定める号給とする。

(1) 省略

(2) その初任給の決定について第13条第2項____の規定の適用を受けた職員又は公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—159）第8条の規定の適用を受けた職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給

第25条及び第26条 削除

（昇給区分及び昇給の号給数）

第30条 省略

2～8 省略

9 第5項又は第7項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条第1項第1号の異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第7項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 省略

第38条から第40条まで 削除

には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に定める号給とする。

(1) 省略

(2) その初任給の決定について第16条若しくは第17条の規定の適用を受けた職員又は公益的法人等派遣規則____

第8条の規定の適用を受けた職員については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて再計算した場合にその異動の日に受けることとなる号給

（給料表の適用を異にする異動）

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第2項の規定に準じて決定するものとする。

3 経験者試験採用者を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前2項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの第9条第2項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

第26条 削除

（昇給区分及び昇給の号給数）

第30条 省略

2～8 省略

9 第5項又は第7項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する____異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第7項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 省略

第38条及び第39条 削除

（現に職員である者の級別資格基準表の適用）

第40条 採用試験の対象の職の属する職務の等級（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和60年愛媛県条例第29号。以下この条において「昭和60年改正条例」という。）による改正前の職員給与条例の規定又は昭和60年改正条例による改正前の教育職員給与条例の規定によるものをいう。以下同じ。）以外の職務の等級又は採用試験の対象の職の属する職務の級以外の職務の級に属する職を新たに占めることとなつた者（第5条第2項第4号の規定の適用を受ける者を除く。）で級別資格基準表の試験欄

の採用試験の区分に対応する学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の資格を有するものの同表の適用については、当分の間、同条第1項の規定にかかわらず、その資格に応ずる学歴免許等の資格の区分によることができる。この場合においては、採用試験の区分に掲げる必要経過年数は、その必要経過年数に1年を加えた年数とする。ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるとき、又はその者の勤務成績が良好であるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て採用試験の区分に掲げる必要経過年数によることができる。

別表第11から別表第19までを次のように改める。

別表第11から別表第19まで 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>別表第20（第11条、第16条関係） 省略 別表第21（第16条関係） 経過年数換算表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 1～13 省略 14 _____初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。 15 省略</p> <p>別表第22（第16条 _____関係） 修学年数調整表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 1・2 省略 3 _____初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該 _____初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。 4・5 省略</p> <p>別表第23（第10条関係） 行政職給料表初任給基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 1 職種欄の「無線従事者」の区分は、電波法（昭和25年法律第131号）に規定する無線従事者の資格を有し、無線設備の操作又はその監督の業務に従事する職員（以下「無線従事者」という。）に適用する。 2 職種欄の「無線従事者」の区分に対応する学歴免許等欄</p> | <p>別表第20（第5条、第11条関係） 省略 別表第21（第6条関係） 経過年数換算表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 1～13 省略 14 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによるものとする。 15 省略</p> <p>別表第22（第7条、第14条、第15条関係） 修学年数調整表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 1・2 省略 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもつて、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。 4・5 省略</p> <p>別表第23（第10条関係） 行政職給料表初任給基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">省略</div> <p>備考 1 職種欄の「無線従事者」及び学歴免許等欄の「その他の資格」については、行政職給料表級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。 2 無線従事者に第15条第1項の規定を適用する場合にお</p> |

の「その他の資格」は、電波法施行令（平成13年政令第245号）に定める海上特殊無線技士、航空特殊無線技士及び陸上特殊無線技士の資格のうち、第1級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士及び第1級海上特殊無線技士以外のものを示す。

3 無線従事者の経験年数は、その資格（その資格が電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第67号）附則第2条第1項の規定により免許を受けたものとみなされた資格である場合にあつては、当該資格に対応する同項に規定する旧資格）を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

4 省略

5 薬剤師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者又は薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者で、薬学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するもの及び獣医師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第25（第10条関係）

研究職給料表初任給基準表

省略

備考 薬剤師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者又は薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定により薬剤師となつた者で、薬学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するもの及び獣医師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第26（第10条関係）

医療職給料表(一)初任給基準表

省略

備考 この表の適用を受ける者 _____ の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

別表第27（第10条関係）

医療職給料表(二)初任給基準表

| 職種 | 学歴免許等 | 初任給 |
|------------|-------|-----|
| 省略 | | |
| 栄養士及び管理栄養士 | 省略 | |
| 省略 | 省略 | |

備考 1 薬剤師、獣医師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん

る当該職員の経験年数については、行政職給料表級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

3 省略

4 薬剤師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者又は医療職給料表(二)級別資格基準表の備考第2項に規定する者 _____ で、薬学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するもの及び獣医師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第25（第10条関係）

研究職給料表初任給基準表

省略

備考 薬剤師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者又は医療職給料表(二)級別資格基準表の備考第2項に規定する者 _____ で、薬学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するもの及び獣医師のうち、その者の有する学歴免許等の資格が「大学6卒」である者で獣医学に関する専門的知識を必要とする業務に従事するものにこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

別表第26（第10条関係）

医療職給料表(一)初任給基準表

省略

備考 この表の適用を受ける者職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(一)級別資格基準表の備考の規定を準用する _____。

別表第27（第10条関係）

医療職給料表(二)初任給基準表

| 職種 | 学歴免許等 | 初任給 |
|-----------|-------|-----|
| 省略 | | |
| 栄養士 _____ | 省略 | |
| _____ | 省略 | |

備考 1 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考第1項に規定する職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考第1項の規定を準用する。

摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師等の経験年数は、それぞれその免許を取得した以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

- 2 薬剤師法の一部を改正する法律附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第28 (第10条関係)

医療職給料表(㊦)初任給基準表

省略

備考 1 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所(保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(平成13年法律第153号)による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。)の卒業を示す。

- 2 この表の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時(保健師及び助産師で看護師免許を有する者にあつては、看護師免許を取得した時)以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

3 省略

別表第29 (第10条関係)

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

省略

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、高等学校等教育職員給料表初任給基準表の備考の規定を準用する。

別表第30 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

省略

備考 この表の適用を受ける者の経験年数は、その者が高校3卒又は高校2卒(以下「基礎学歴」という。)の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、その者に適用される当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の五の区分に属する者にあつては、その年数に6月を加えた年数)とする。

- 2 医療職給料表(㊦)級別資格基準表の備考第2項に規定する者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第28 (第10条関係)

医療職給料表(㊦)初任給基準表

省略

備考 1 この表の「准看護師養成所卒」については、医療職給料表(㊦)級別資格基準表の備考第1項に定めるところによる。

- 2 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、医療職給料表(㊦)級別資格基準表の備考第2項の規定を準用する。

3 省略

別表第29 (第10条関係)

中学校・小学校教育職員給料表初任給基準表

省略

備考 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、高等学校等教育職員給料表初任給基準表の備考の規定を準用する。

別表第30 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表初任給基準表

省略

備考 この表の適用を受ける職員に第15条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 高等学校等教育職員給料表級別資格基準表の備考第1項の表の基礎学歴欄の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から、当該基礎学歴の区分についての修学年数調整表に定める修学年数とその者の有する学歴免許等の資格の属する区分についての同表に定める修学年数との差の年数を減じた年数(その者の有する学歴免許等の資格が学歴免許等資格区分表の1の五に該当する場合にあつては、その年数に6月を加えた年数)
- (2) この表のその者に適用される学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で第14条第1項の規定の適用を受けないもの 前号に定める年数に当該加える年数を加えた年数

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日という。」）前に新たに職員となった者の施行日における号給については、施行日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—162）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------------------|---|
| <p>(条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職</p> | <p><u>（第2条第2項任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例）</u></p> <p>第3条 <u>条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2条第2項任期付職員」という。）であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—5）の規定による試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当する者として人事委員会が認めたものについては、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—43。以下「初任給等規則」という。）別表第11から別表第18までに定める級別資格基準表（以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。）の試験欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。</u></p> <p><u>2 第2条第2項任期付職員に対して初任給等規則第9条第1項第2号の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。</u></p> <p><u>（第2条第2項任期付職員の号給の決定の特例）</u></p> <p>第4条 <u>新たに第2条第2項任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間をさかのぼった日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該さかのぼった日において、初任給等規則別表第23から別表第30までに定める初任給基準表（以下この条において「初任給基準表」という。）を適用して得られる初任給（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。</u></p> <p><u>（初任給等規則の規定の適用に関する読替え）</u></p> <p>第5条 <u>前条の規定の適用を受ける第2条第2項任期付職員については、初任給等規則第8条の2第1号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則（愛媛県人事委員会規則6—162）第4条」と、初任給等規則第24条第2項第2号中「第17条」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する規則第4条」として、これらの規定を適用する。</u></p> <p>(条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職</p> |

| | |
|---|---|
| <p>員の号給の決定の特例)</p> <p>第3条 条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の号給は、<u>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則</u>（愛媛県人事委員会規則7—43）<u>第13条及び第15条</u>の規定にかかわらず、その者が従事する業務に応じてあらかじめ人事委員会と協議して定める基準に従い決定することができる。</p> <p>第4条 省略</p> | <p>員の号給の決定の特例)</p> <p>第6条 条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の号給は、<u>初任給等規則第13条から第15条の2まで</u>の規定にかかわらず、その者が従事する業務に応じてあらかじめ人事委員会と協議して定める基準に従い決定することができる。</p> <p>第7条 省略</p> |
|---|---|

（職員の給与に関する条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料に関する規則の一部改正）

5 職員の給与に関する条例附則第21項、第23項、第25項若しくは第26項又は教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項若しくは第22項の規定による給料に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—1249）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（人事交流等職員に対する職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料の支給）</p> <p>第11条 <u>初任給規則第9条第5項各号</u>に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（特定任命により職員となった者を除く。以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第9</p> | <p>（人事交流等職員に対する職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料の支給）</p> <p>第11条 <u>初任給規則第16条各号</u> _____ に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（特定任命により職員となった者を除く。以下「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「第11条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第11条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、職員給与条例附則第19項又は教育職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、職員給与条例附則第26項又は教育職員給与条例附則第22項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16</p> |

条第5項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの
(2)～(5) 省略

条各号_____に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの
(2)～(5) 省略

○愛媛県人事委員会規則7-1312

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>（医療職給料表□の適用範囲）</p> <p>第4条 医療職給料表□は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員、総務部に勤務する部付の職にある職員並びに公益財団法人愛媛県動物園協会_____へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士又は管理栄養士</p> <p>(3)～(9) 省略</p> | <p>（医療職給料表□の適用範囲）</p> <p>第4条 医療職給料表□は、子ども療育センター、保健所、食肉衛生検査センター、動物愛護センター、家畜保健衛生所、家畜病性鑑定所、義務教育諸学校及び共同調理場に勤務する職員、総務部に勤務する部付の職にある職員並びに公益財団法人愛媛県動物園協会（昭和62年4月1日に財団法人愛媛県動物園協会という名称で設立された法人をいう。）へ派遣されている職員で、次に掲げるものに適用する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士_____</p> <p>(3)～(9) 省略</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1313

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|--|-----------------|----|--|--|----|---------|--|--|--------|-----|-----------------|----|--|--|----|---------|---------------------------|
| <p>別表第10（第3条関係）</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 営業主幹 <u>えひめ野球文化推進マネージャー</u> 省略</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の級区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 | 省略 | | | 5級 | 知事の事務部局 | 省略 営業主幹 <u>えひめ野球文化推進マネージャー</u> 省略 | <p>別表第10（第3条関係）</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 営業主幹 _____ 省略</td> </tr> </tbody> </table> | 職務の級区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 | 省略 | | | 5級 | 知事の事務部局 | 省略 営業主幹 _____ 省略 |
| 職務の級区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5級 | 知事の事務部局 | 省略 営業主幹 <u>えひめ野球文化推進マネージャー</u> 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職務の級区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5級 | 知事の事務部局 | 省略 営業主幹 _____ 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----|----------------|---|
| | | えひめ観光物産プラザ業務課長 学芸主幹 省略 |
| | 省略 | |
| 6級 | 知事の事務 部局 | 省略 _____ 省略 _____ 省略 _____ 省略 _____ _____ _____ 東予地方局健康福祉環境部今治支局環 境保全課長 — — 東予地方局健康福祉環境部今治支局環 境保全課長 省略 _____ 省略 |
| | 人事委員会 の事務部局 | 省略 _____ |
| | 議会の事務 部局 | 省略 _____ |
| | 監査委員の 事務部局 | 省略 _____ |
| | 教育委員会 の事務部局 | 省略 _____ 省略 |
| | 省略 | |
| 7級 | 知事の事務 部局 | 省略 _____ _____ 省略 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |
| 9級 | 知事の事務 部局 | 省略 人口減少対策統括部長 Velo-city推進統括監 省略 |
| | 省略 | |

2 公安職給料表級別職務区分表

| | | |
|----|----------------|--|
| | | えひめ観光物産プラザ業務課長 _____ 省略 |
| | 省略 | |
| 6級 | 知事の事務 部局 | 省略 副参事 省略 えひめ野球文化推進監（6級） 文化振興推進監（6級） 省略 東予地方局健康福祉環境部今治支局健 康増進課長 東予地方局健康福祉環境部環境保全課 長 中予地方局健康福祉環境部環境保全課 長 南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局 環境保全課長 省略 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局 肱川流域林業振興課長 省略 |
| | 人事委員会 の事務部局 | 省略 副参事 |
| | 議会の事務 部局 | 省略 副参事 |
| | 監査委員の 事務部局 | 省略 副参事 |
| | 教育委員会 の事務部局 | 省略 副参事 省略 |
| | 省略 | |
| 7級 | 知事の事務 部局 | 省略 えひめ野球文化推進監（7級） 文化振興推進監（7級） 省略 |
| | 省略 | |
| 省略 | | |
| 9級 | 知事の事務 部局 | 省略 人口減少対策統括部長 _____ 省略 |
| | 省略 | |

2 公安職給料表級別職務区分表

| 職務の級区分 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 |
|--------|--|
| 省略 | |
| 5級 | 課長補佐（5級）に相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長_____、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、隊付又は署付 省略 |
| 6級 | 省略 _____ 省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長_____、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略 |
| 7級 | 省略 _____ 省略 _____ 省略 |
| 8級 | 省略 _____ 省略 |
| 省略 | |

3 研究職給料表級別職務区分表

| 職務の級区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 |
|--------|---------|--------------------|
| 省略 | | |
| 4級 | 省略 | |
| | 警察の事務部局 | 省略 主席研究員 専門幹 |
| 省略 | | |

4～8 省略

| 職務の級区分 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 |
|--------|--|
| 省略 | |
| 5級 | 課長補佐（5級）に相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、隊付又は署付 省略 |
| 6級 | 省略 機動捜査隊副隊長（6級） 省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、機動隊中隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、高速道路交通警察隊中隊長、航空隊長、交番所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略 |
| 7級 | 省略 機動捜査隊長（7級） 省略 機動捜査隊副隊長（7級） 省略 |
| 8級 | 省略 機動捜査隊長（8級） 省略 |
| 省略 | |

3 研究職給料表級別職務区分表

| 職務の級区分 | 部 局 | 職務の級区分欄の級に含まれる職 |
|--------|---------|----------------------|
| 省略 | | |
| 4級 | 省略 | |
| | 警察の事務部局 | 省略 主席研究員 _____ |
| 省略 | | |

4～8 省略

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7—68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

| 部 局 | 公 職 | 区分 |
|-----------|--|----|
| 知事の事務部局 | 省略 人口減少対策統括部長 <u>Velo-city推進統括監</u> 省略 | 1種 |
| | 省略 | |
| | 省略 | 4種 |
| | 省略 省略 省略 省略 | |
| 委員会等の事務部局 | 省略 省略 営業主幹 <u>えひめ野球文化推進マネージャー</u> 省略 えひめ観光物産プラザ業務課長 学芸主幹 省略 | 5種 |
| | 省略 | |
| | 省略 | 5種 |
| | 省略 | 6種 |
| 警察の事務部局 | 省略 | |
| | 省略 | 3種 |
| | 省略 | |
| | 省略 | |
| | 省略 省略 | 5種 |

備考 省略

| 部 局 | 公 職 | 区分 |
|-----------|--|----|
| 知事の事務部局 | 省略 人口減少対策統括部長 省略 | 1種 |
| | 省略 | |
| | 省略 <u>えひめ野球文化推進監</u> <u>文化振興推進監</u> 省略 <u>南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肢</u> <u>川流域林業振興課長</u> 省略 | 4種 |
| | 副参事 省略 営業主幹 省略 えひめ観光物産プラザ業務課長 省略 | 5種 |
| 委員会等の事務部局 | 省略 | |
| | 副参事（6種に該当する職を除く。） 省略 | 5種 |
| | 副参事（5種に該当する職を除く。） 省略 | 6種 |
| 警察の事務部局 | 省略 | |
| | 省略 <u>機動捜査隊長</u> 省略 | 3種 |
| | 省略 | |
| | 省略 <u>機動捜査隊副隊長</u> 省略 | 5種 |
| | 省略 | |

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地学校等の指定（令和4年3月愛媛県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|-----------|-------|------|-----------|------------|------|
| 1 へき地学校 | | | 1 へき地学校 | | |
| (1) 小学校の部 | | | (1) 小学校の部 | | |
| 市郡名 | 学 校 名 | 級別区分 | 市郡名 | 学 校 名 | 級別区分 |
| 省略 | | | 省略 | | |
| 宇和島市 | 省略 | | 宇和島市 | 省略 | |
| | | | | 宇和島市立蔭淵小学校 | 3 級 |
| | 省略 | | | 省略 | |
| 省略 | | | 省略 | | |
| (2) 省略 | | | (2) 省略 | | |
| 2 省略 | | | 2 省略 | | |